

令和3年12月13日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

社会問題対策特別委員会資料

# 目 次

ページ

1	子ども・子育て支援について	1
(1)	子ども・子育てを取り巻く現状	1
(2)	子ども・子育て支援に係る取組み	14
(3)	新型コロナウイルス感染症に係る取組み	22
2	児童虐待対策について	29
(1)	児童虐待相談対応件数の推移	29
(2)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響	30
(3)	本県の主な取組み	30
(4)	さらなる児童相談所の強化	32
3	いじめ等への対策について	34
(1)	令和2年度 神奈川県児童・生徒の 問題行動・不登校等調査結果について	34
(2)	県教育委員会の主な取組み	43

# 1 子ども・子育て支援について

## (1) 子ども・子育てを取り巻く現状

※ 以下の図表は、直近のデータに基づいて更新していますが、データの公表時期にばらつきがあることから、図表ごとに直近データの時点が異なっています。

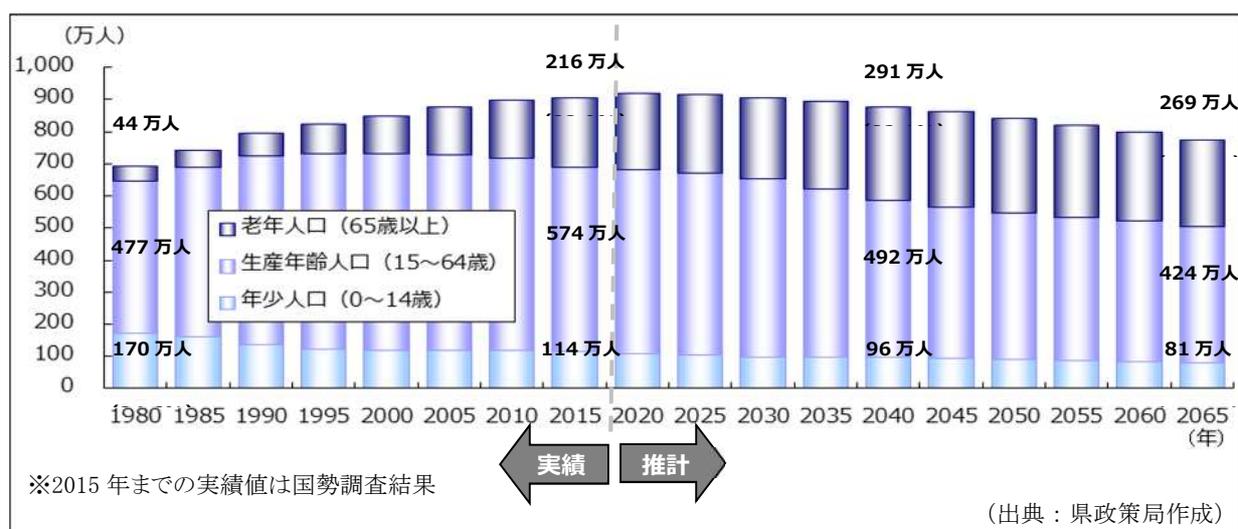
### ア 少子化の現状

#### (ア) 年少人口等の状況

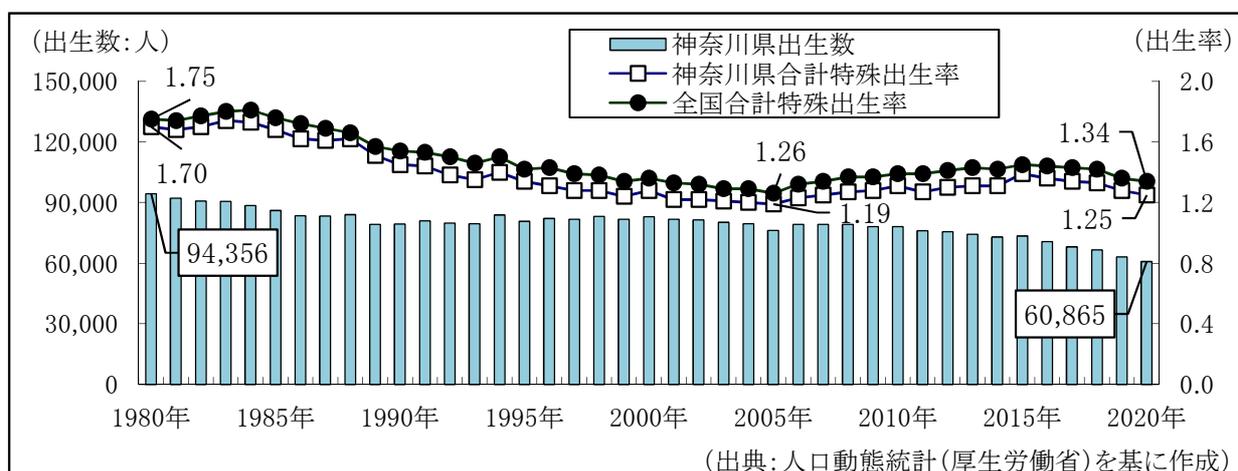
本県の年少人口(0～14歳の人口)は、減少傾向が続いており、2015年の約114万人に対し、2040年には約96万人に、2065年には約81万人に減少すると推計されている。

合計特殊出生率は、2005年に過去最低の1.19を記録した後は上昇に転じているが、2020年は1.25と、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っている。また、出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2020年では約6.0万人となっている。

### ■ 県の年齢3区分別の人口推計(中位推計)



### ■ 出生数、合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県)



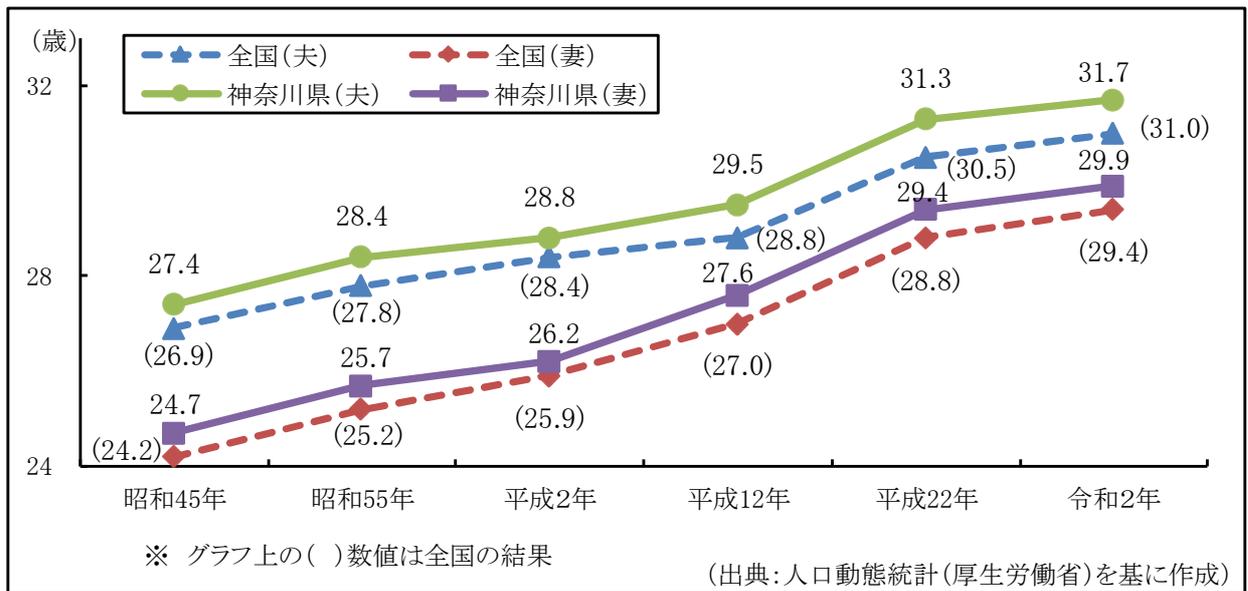
## (1) 結婚に係る現状

### a 晩婚化・未婚化の進行

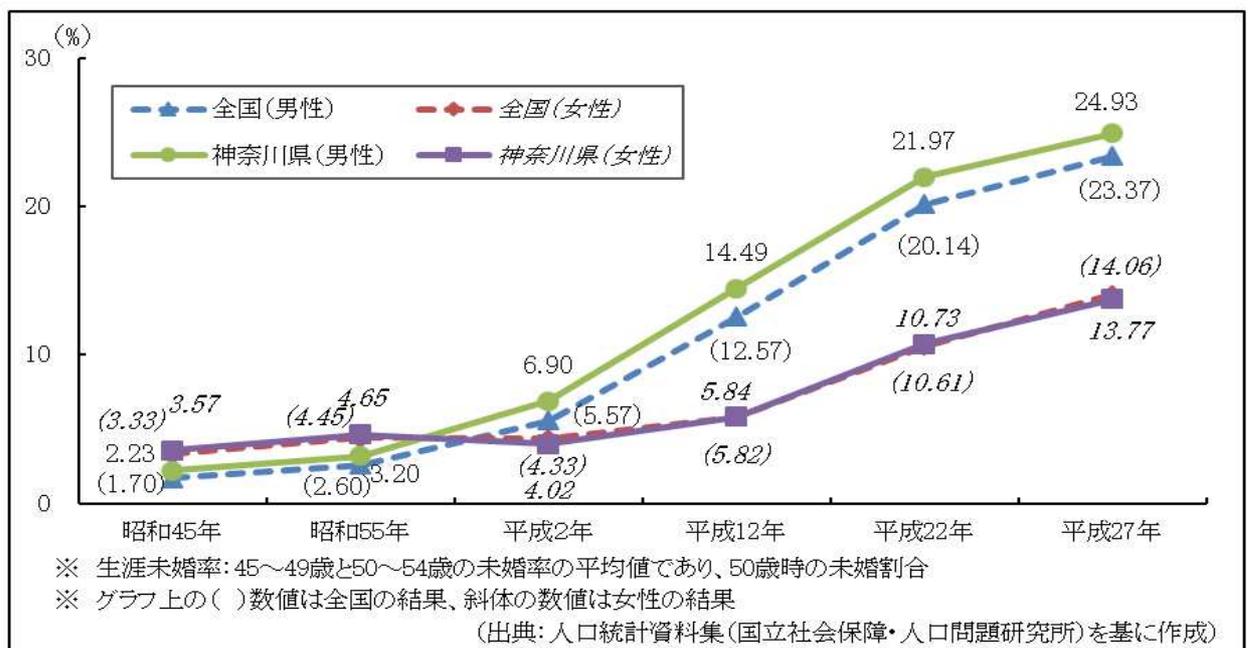
本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行している。

また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も全国の傾向と同様に増加しており、昭和45年から平成27年の45年間で、男性は約11倍に、女性は約4倍に増えている。

#### ■ 平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



#### ■ 生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）



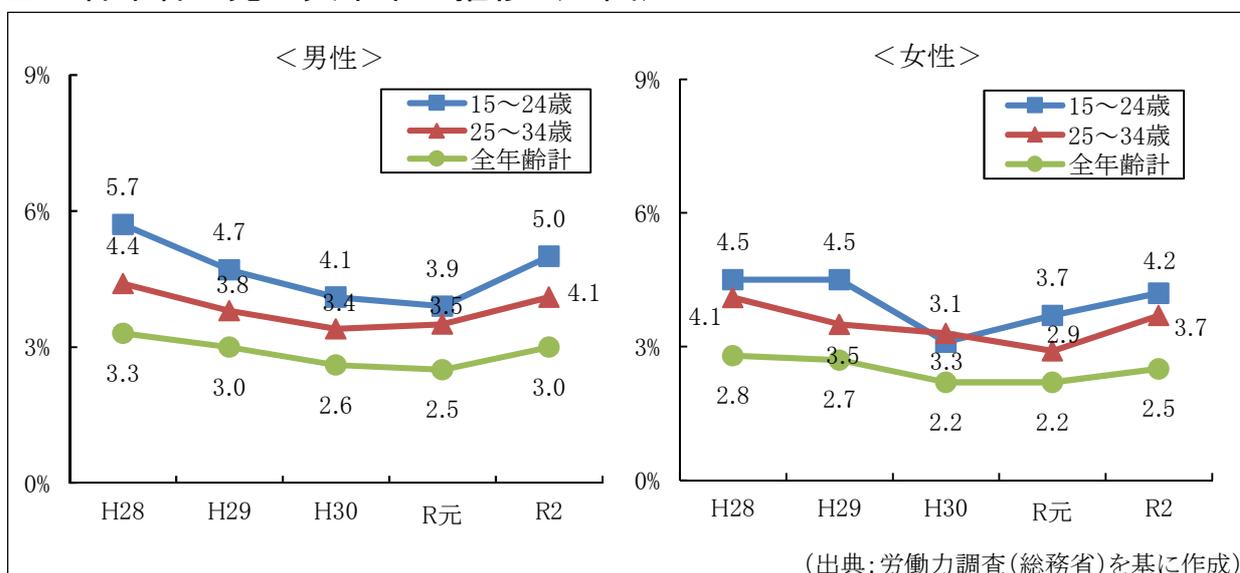
## b 若年者の就労状況

全国の若年者（15～34歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準になっている。令和元年まで概ね低下傾向であったが、令和2年は全体的に上昇した。

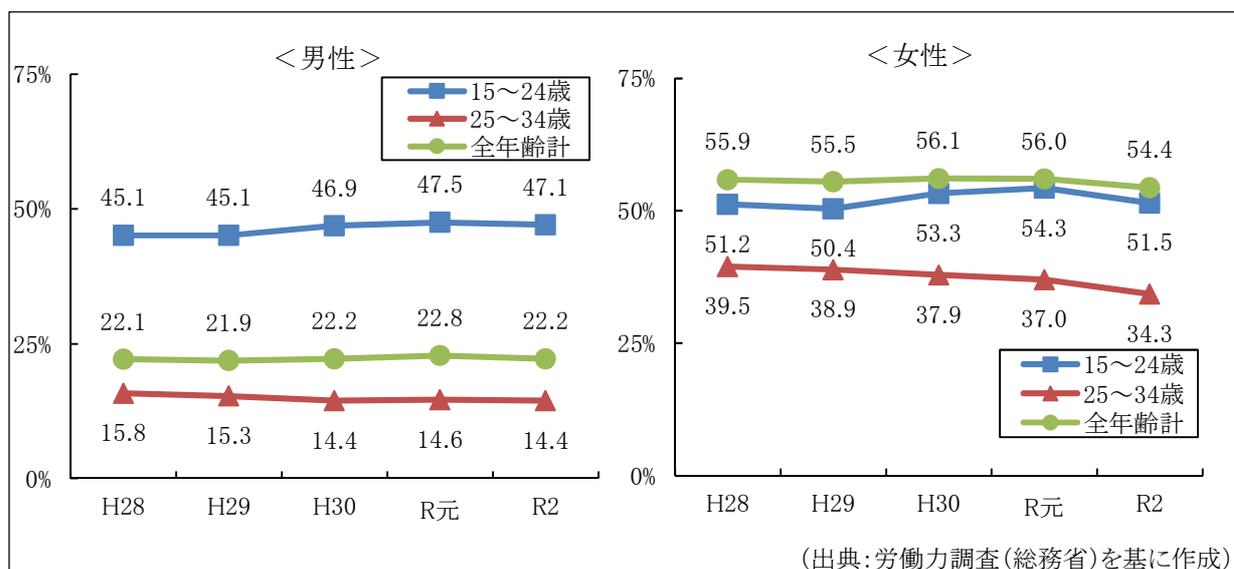
また、非正規雇用割合は、近年概ね横ばいで推移しているが、25～34歳の女性でやや低下傾向がみられる。

さらに、雇用者の平成29年の所得分布を平成9年と比べると、20歳代では250万円未満の割合が増加し、30歳代では400万円未満の割合が増加している。

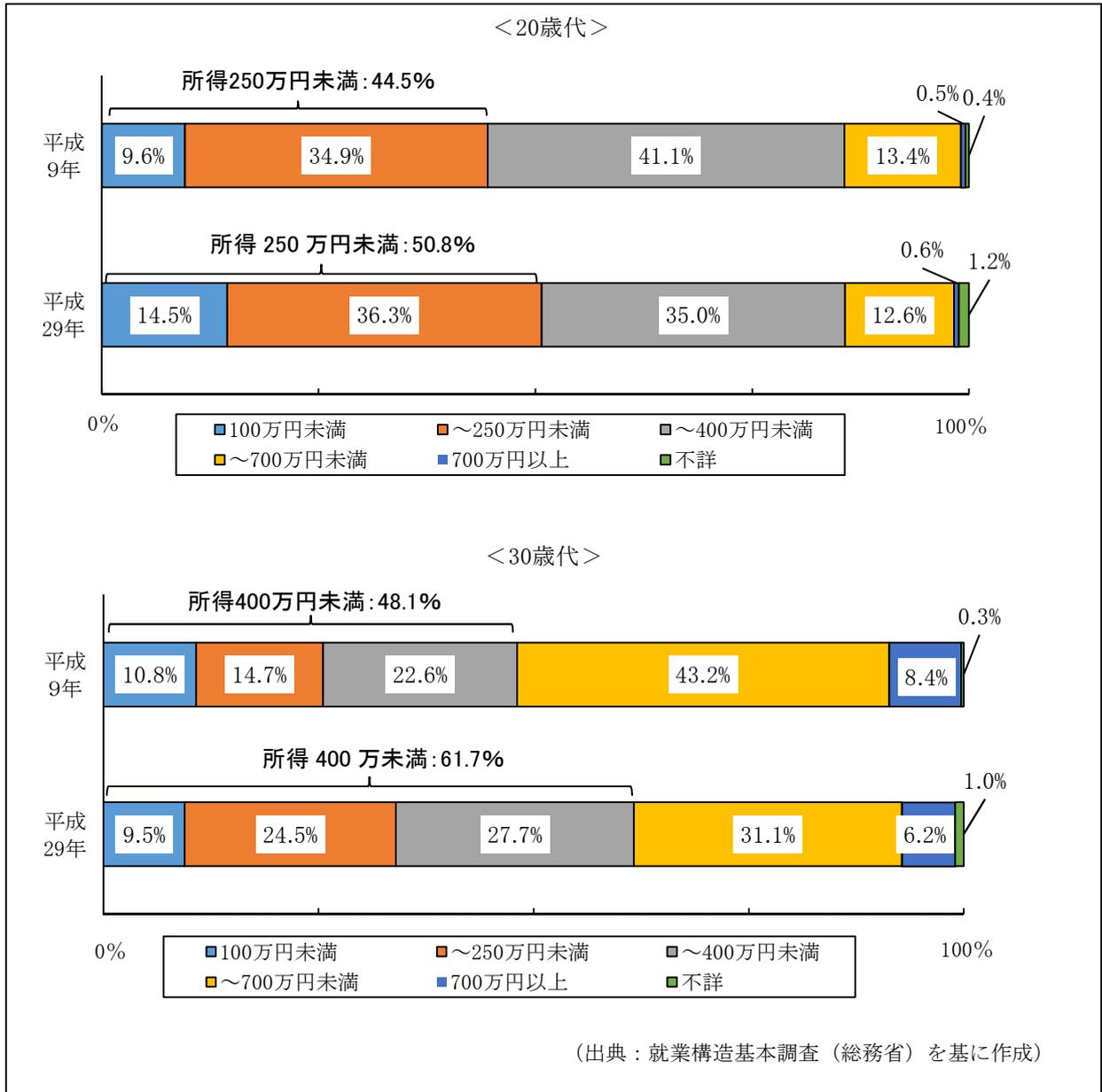
### ■ 若年者の完全失業率の推移（全国）



### ■ 若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■ 20歳代・30歳代の所得分布（全国）



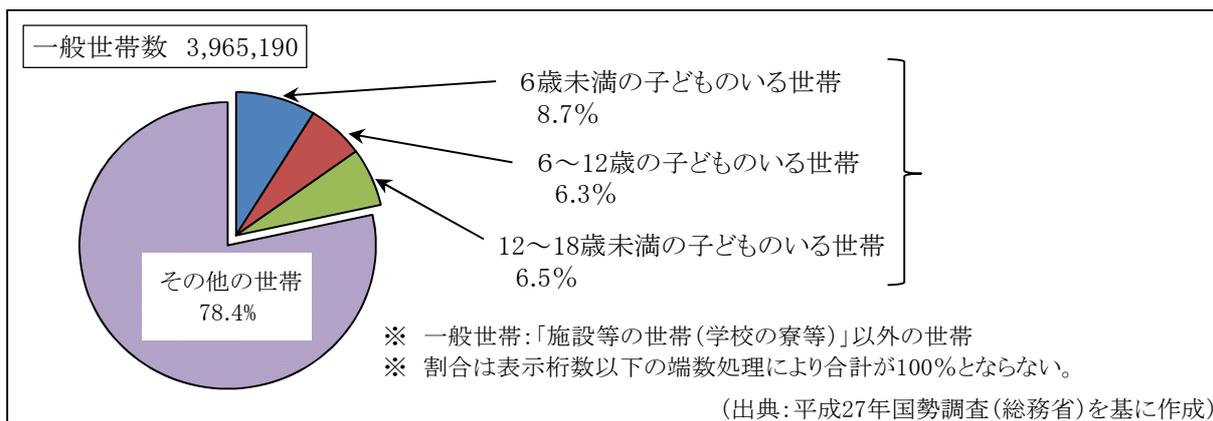
## イ 子ども・子育てをめぐる現状

### (ア) 家族のかたちの変化

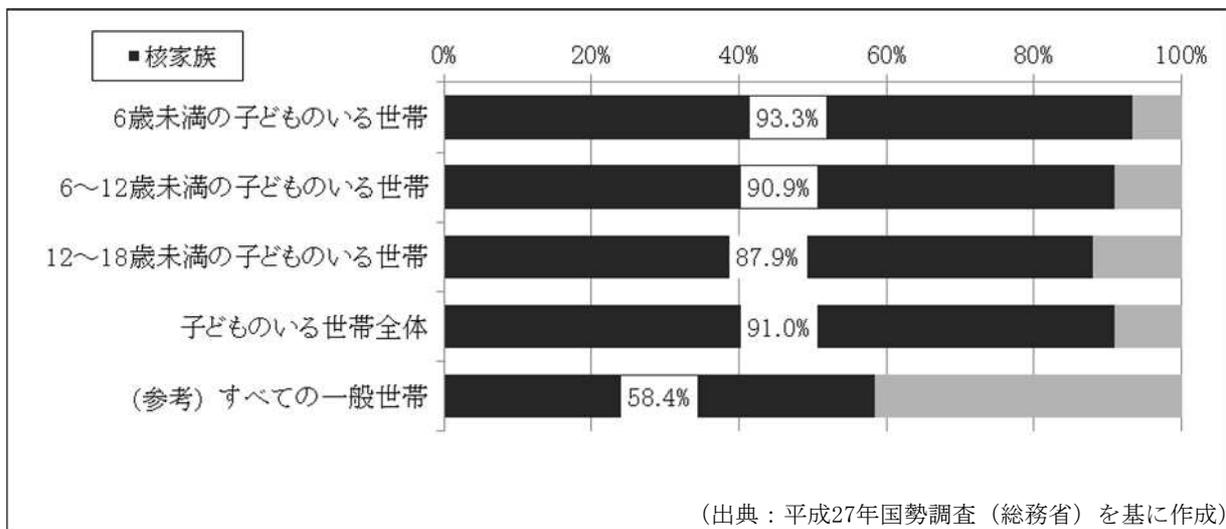
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では全体の4分の1以下となっている。また、子どものいる世帯の約9割が核家族となっている。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成24年の47.1%に対し、平成29年では55.6%と増加している。

### ■ 子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



### ■ 核家族の割合（神奈川県）



### ■ 夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位:世帯数、%)

	平成24年			平成29年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,248,500	588,300	47.1	1,177,700	654,600	55.6
全国	16,386,900	8,807,700	53.7	15,312,000	9,084,300	59.3

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典:就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

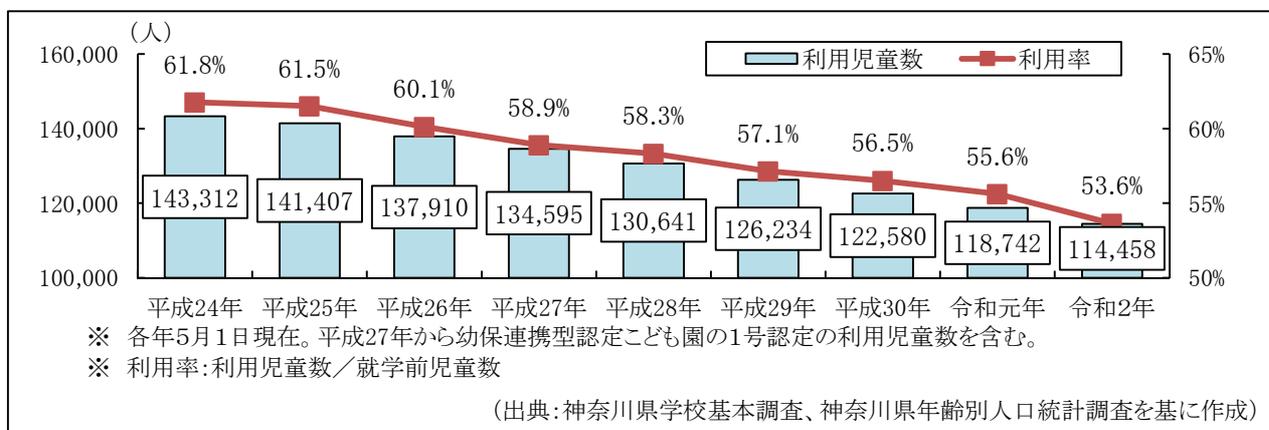
## (イ) 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、令和2年では114,458人で、就学前児童数に占める割合は53.6%と低下している。

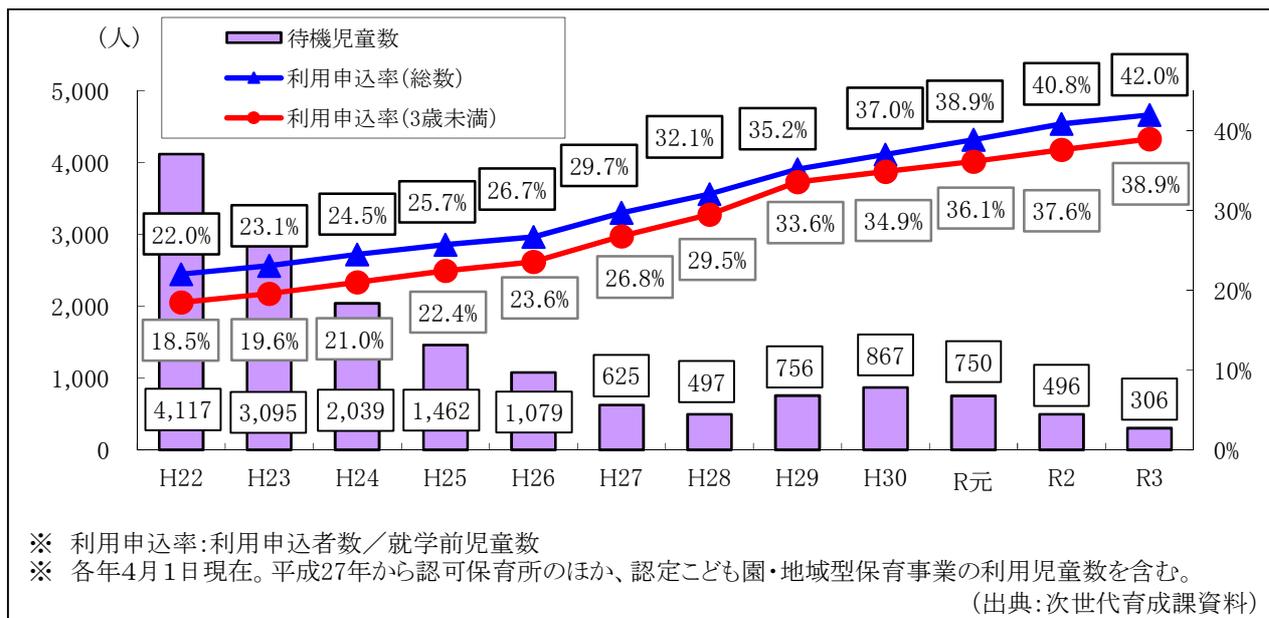
一方、保育所等の利用については、令和3年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となったが、保育所等利用待機児童数は306人と3年連続で減少し、過去最少を更新した。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、利用できなかった児童も発生している。

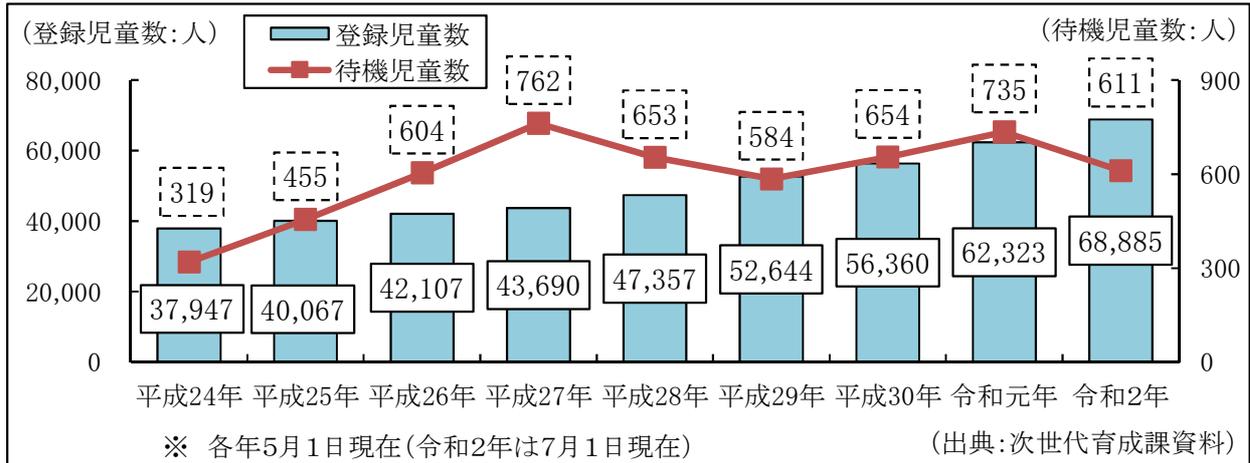
### ■ 幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



### ■ 保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



## ■ 放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）

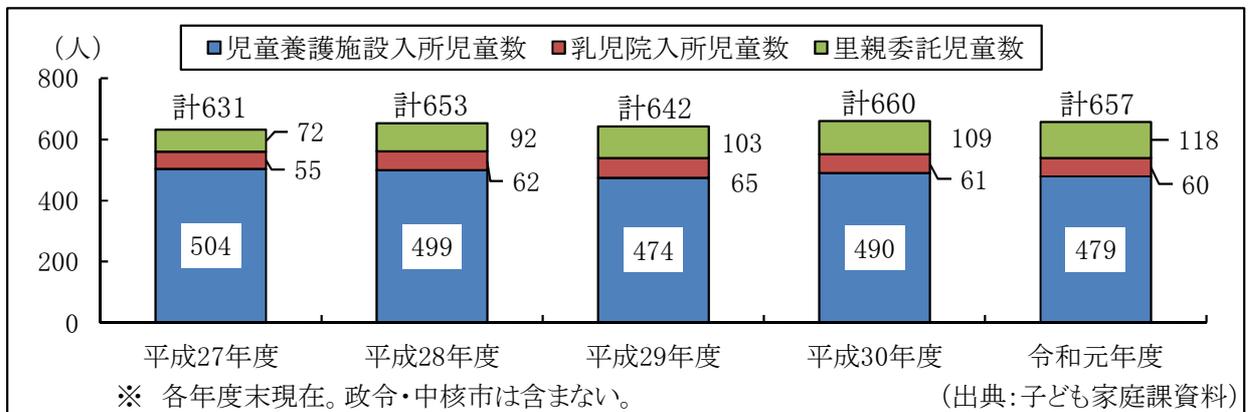


### (ウ) 支援を必要とする子どもの状況

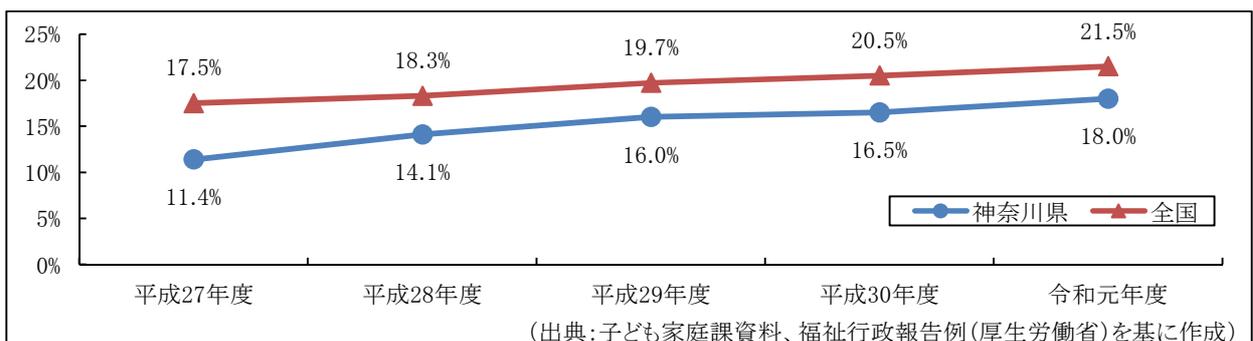
#### a 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後でほぼ横ばいで推移している。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、増加傾向にあり、令和元年度は18.0%となっている。

## ■ 社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



## ■ 里親委託率の推移（全国、神奈川県）



## b 子どもの貧困

平成30年（新基準）の日本の子どもの貧困率は14.0%で、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしている。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の貧困率が11.2%であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は48.3%となっている。

なお、平成30年の全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は686.8万円であるが、母子世帯は231.1万円となっている。

### ■ 貧困率の推移（全国）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	
								新基準
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%	15.4%	15.7%
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%	10.7%	11.2%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円

※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

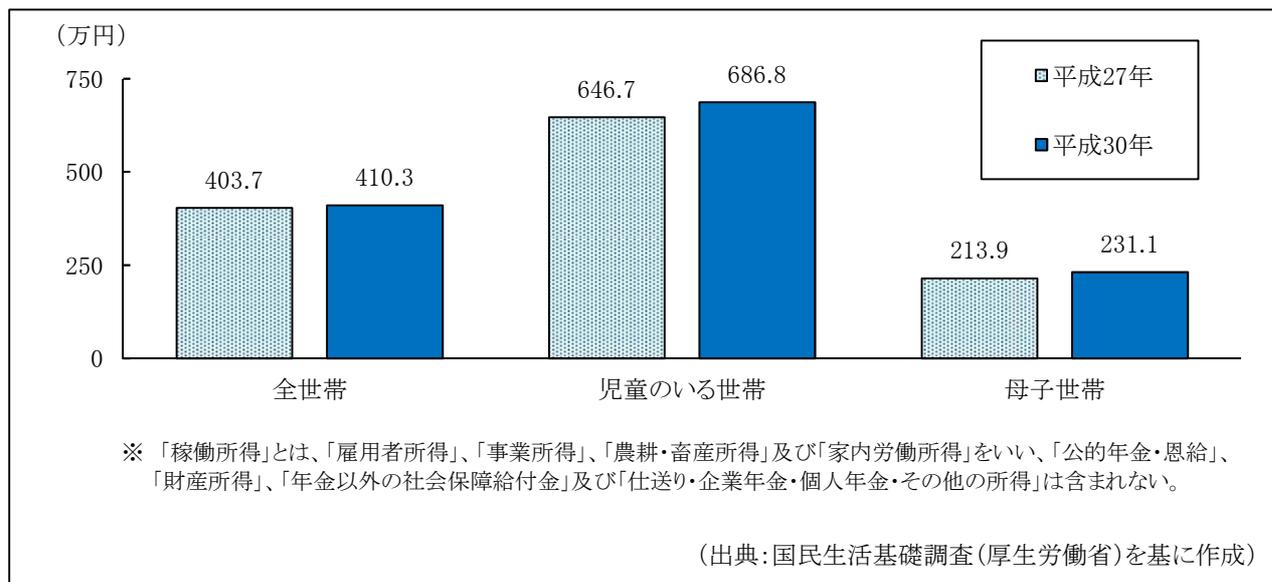
※ 相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

※ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

※ 平成30年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新基準に基づき算出したもので、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

（出典：令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省）をもとに作成）

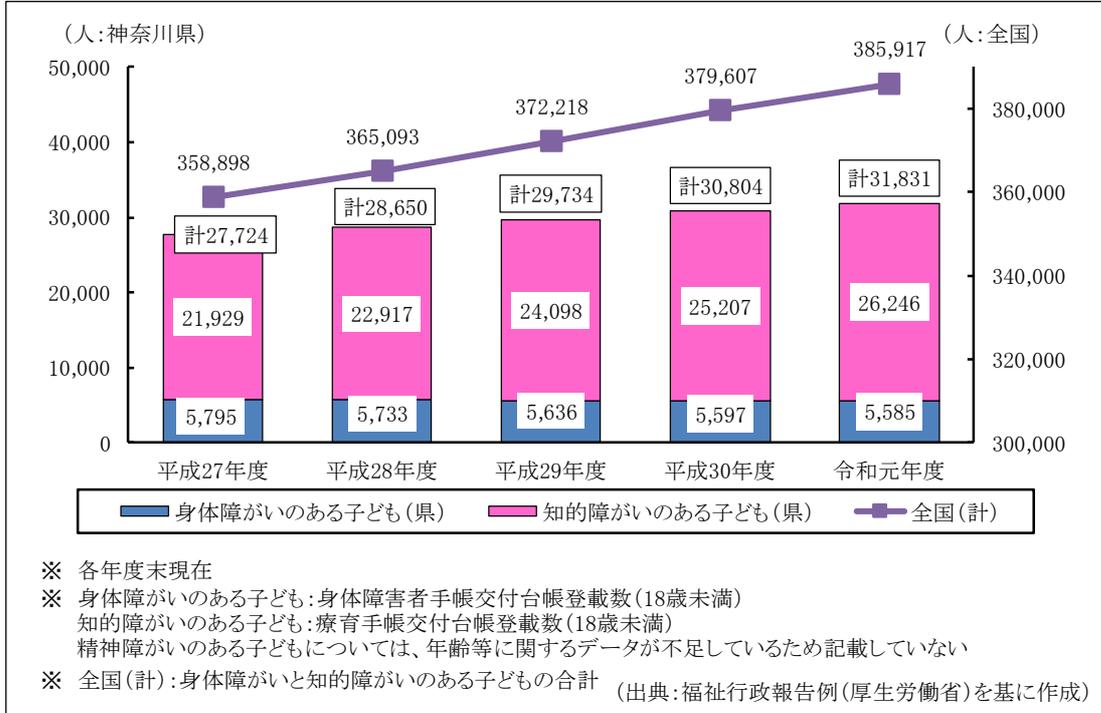
### ■ 平均稼働所得の状況（全国）



### c 障がいのある子ども

県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもの数は、平成27年度の27,724人に対し、令和元年度は31,831人と増加している。

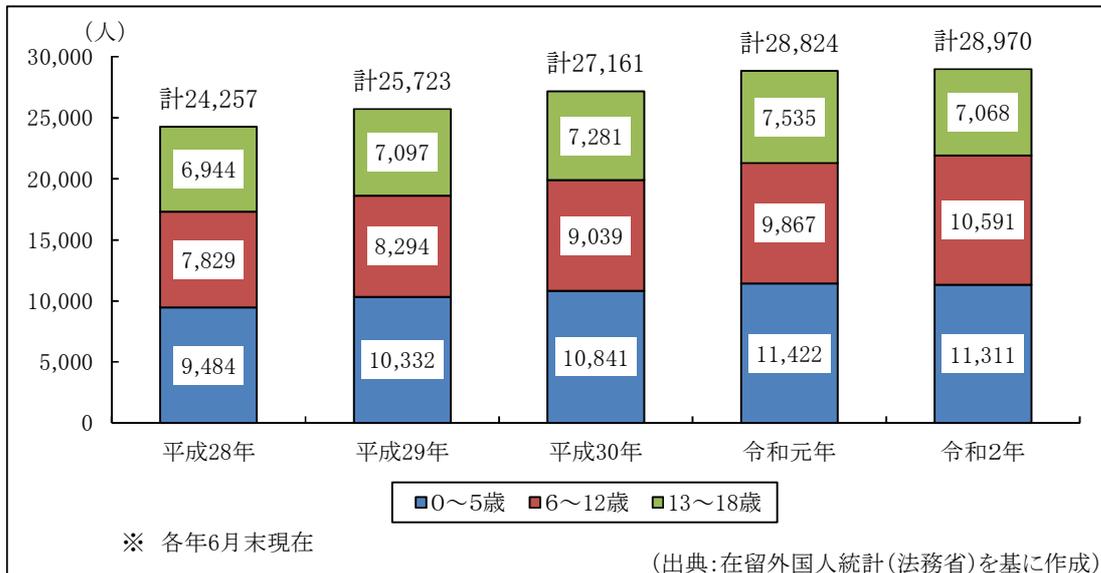
#### ■ 障がいのある子ども数の推移（全国、神奈川県）



### d 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあり、0～5歳の就学前児童は、平成28年の9,484人に対し、令和2年には11,311人となっている。

#### ■ 在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）

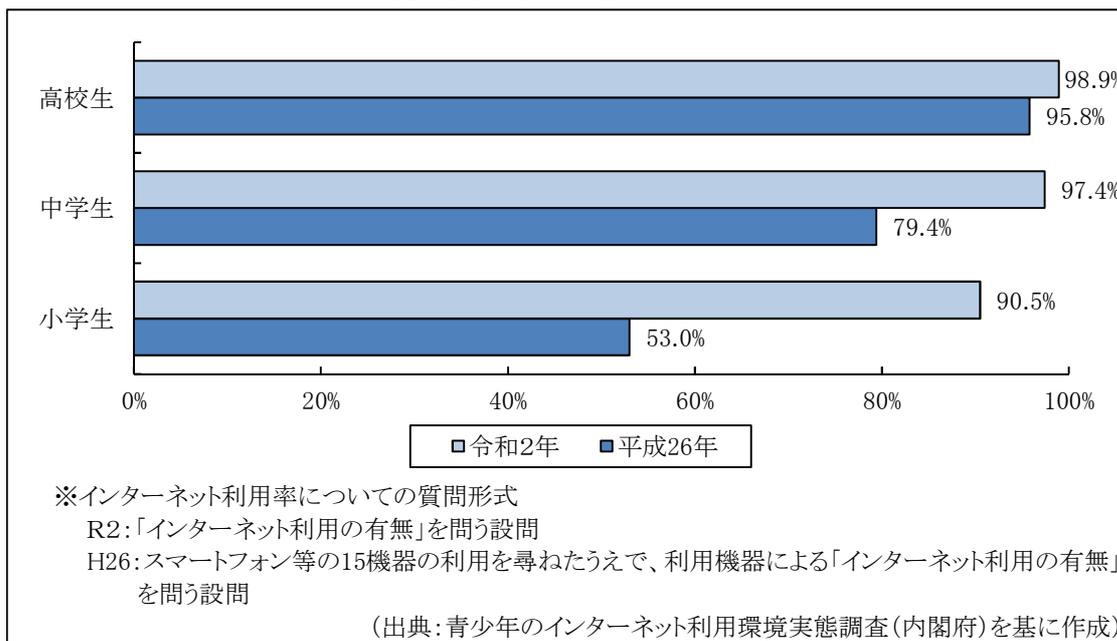


## (I) 子どものインターネットの利用状況

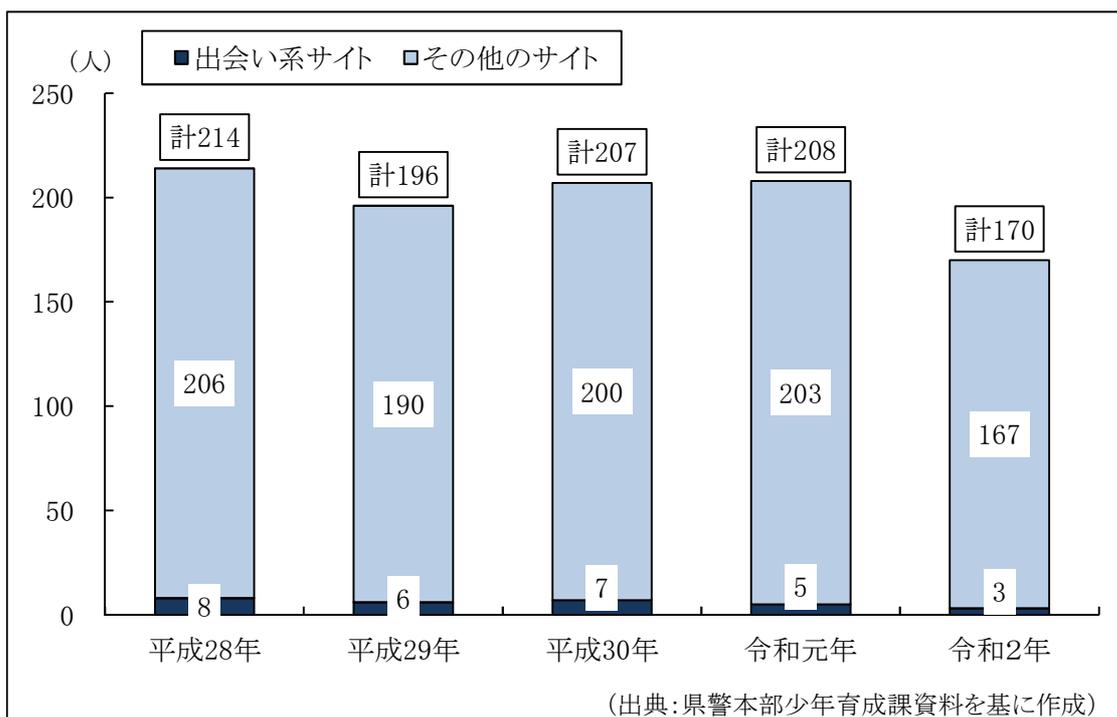
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成26年と令和2年を比較すると増加しており、小学生では53.0%から90.5%となっている。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、平成28年の214人に対し、令和2年は170人と減少している。

### ■ インターネットの利用率（全国）



### ■ コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



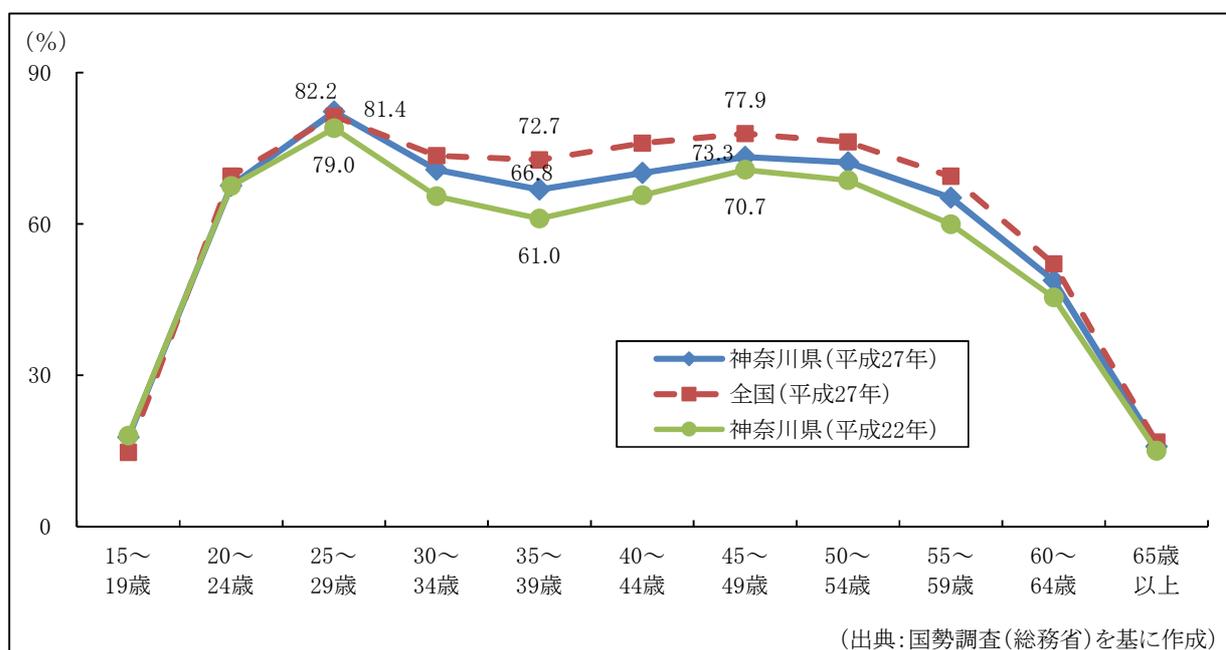
## ウ 仕事と子育ての両立の状況

### (7) 女性の就業継続等の状況

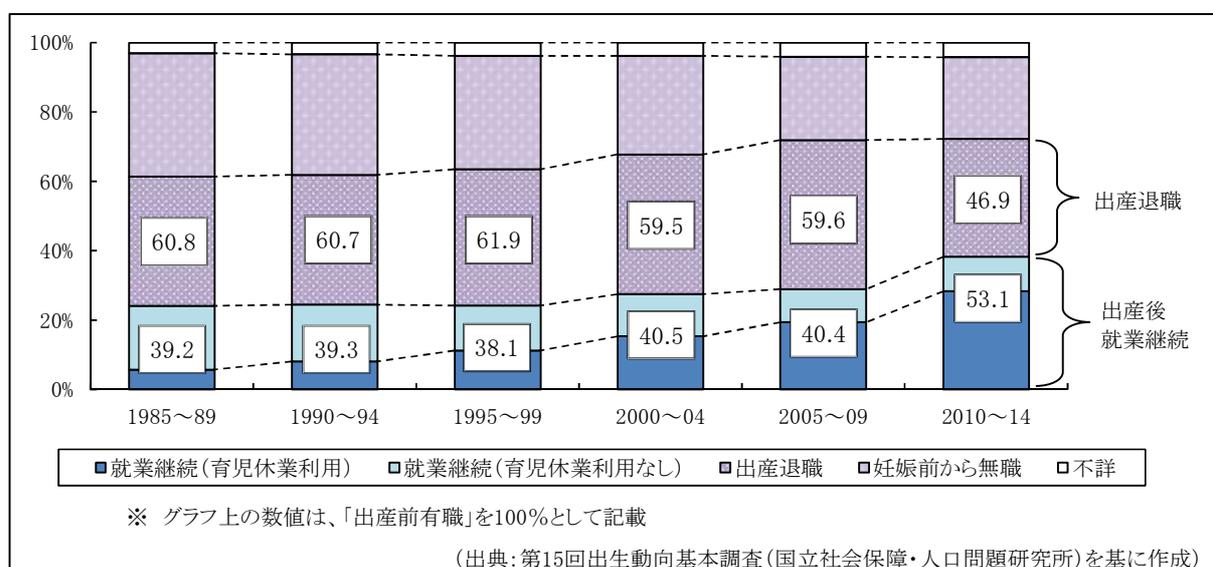
日本の女性の労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いているが、本県のM字カーブは近年改善傾向にあるものの、平成27年では底の値、深さとも全国最下位となっている。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・子育て期にあたる年代の労働力率は増加しているが、依然として約2人に1人が第1子の出産を機に離職している。

### ■ 女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



### ■ 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

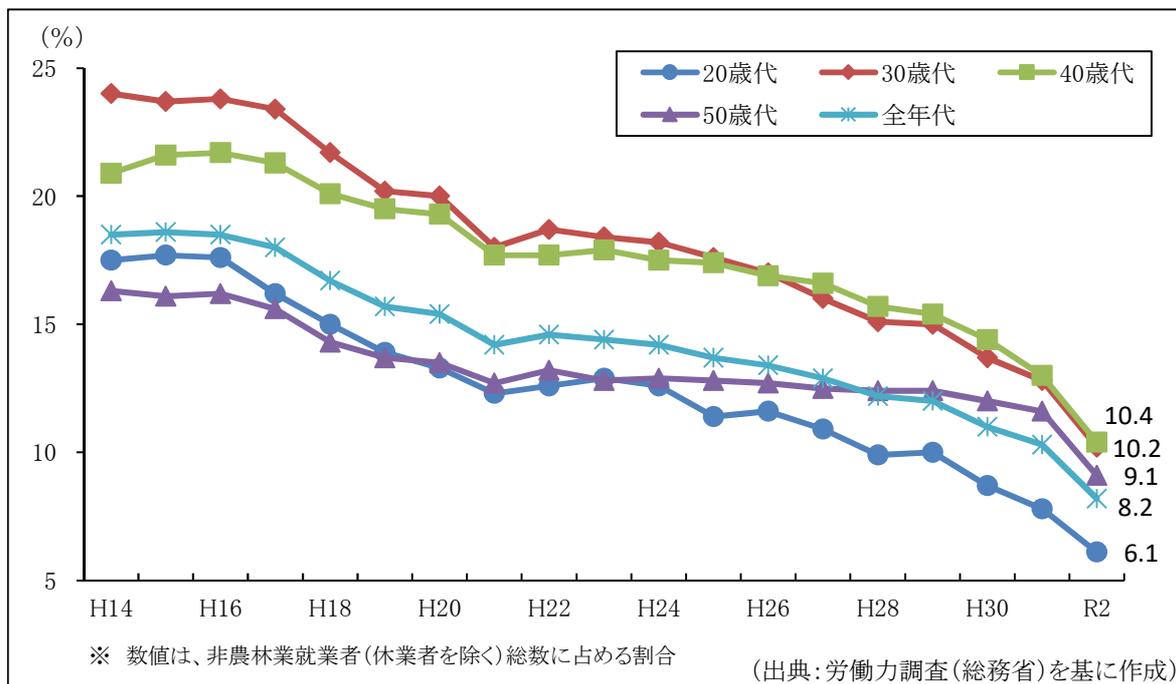


## (イ) 男性の就業等の状況

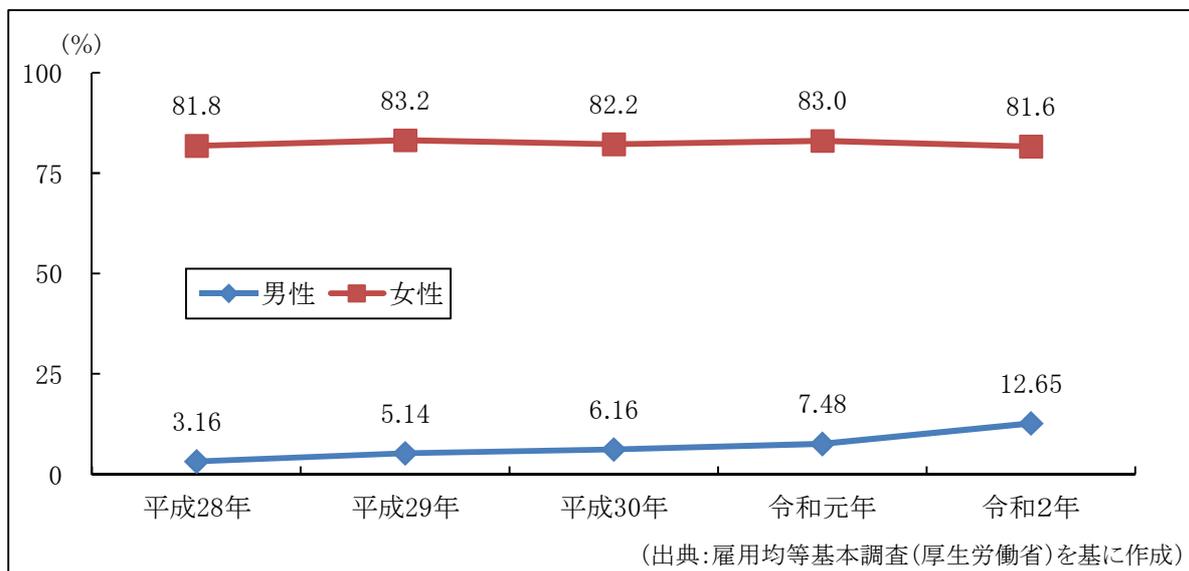
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にあるが、子育て期にある30歳代、40歳代については、令和2年で、それぞれ10.2%、10.4%となっており、他の年齢層に比べて高い水準となっている。

男性の育児休業取得率は、平成28年の3.16%から令和2年には12.65%となり、上昇傾向にあるが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じている。

### ■ 就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



### ■ 育児休業取得率の推移（全国）

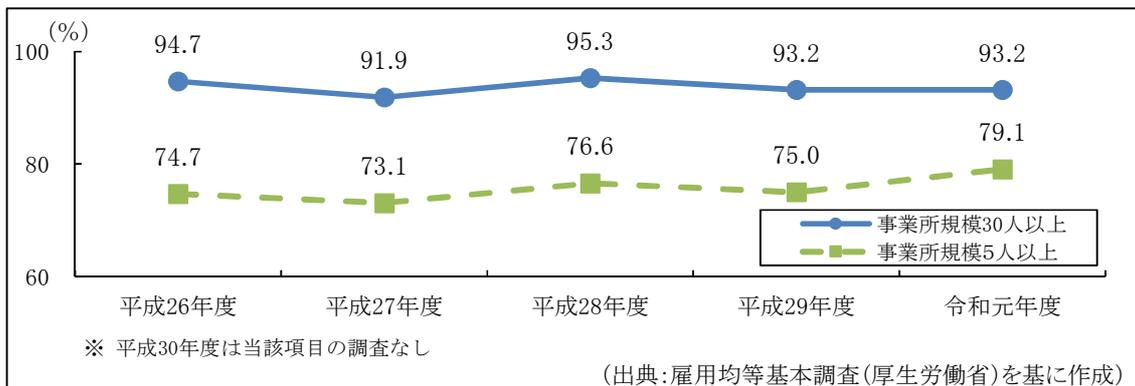


## (ウ) 企業による取組みの状況

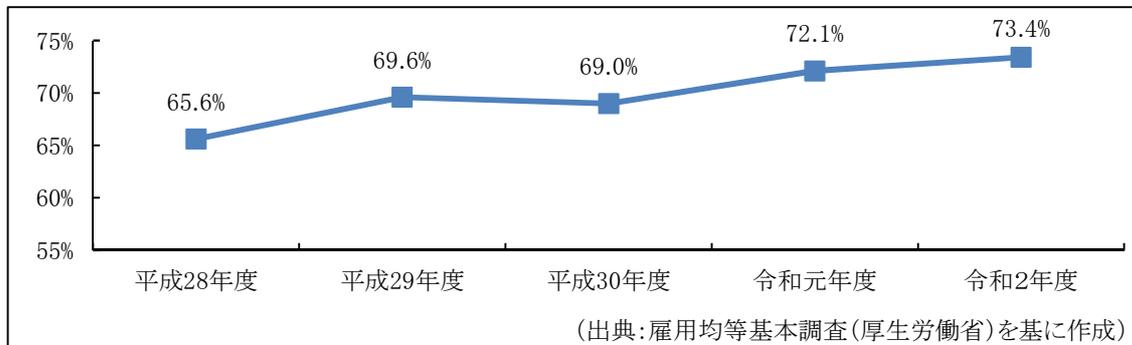
全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、令和元年度で、事業者規模5人以上では79.1%、事業者規模30人以上では93.2%となっている。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和2年度で73.4%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっている。

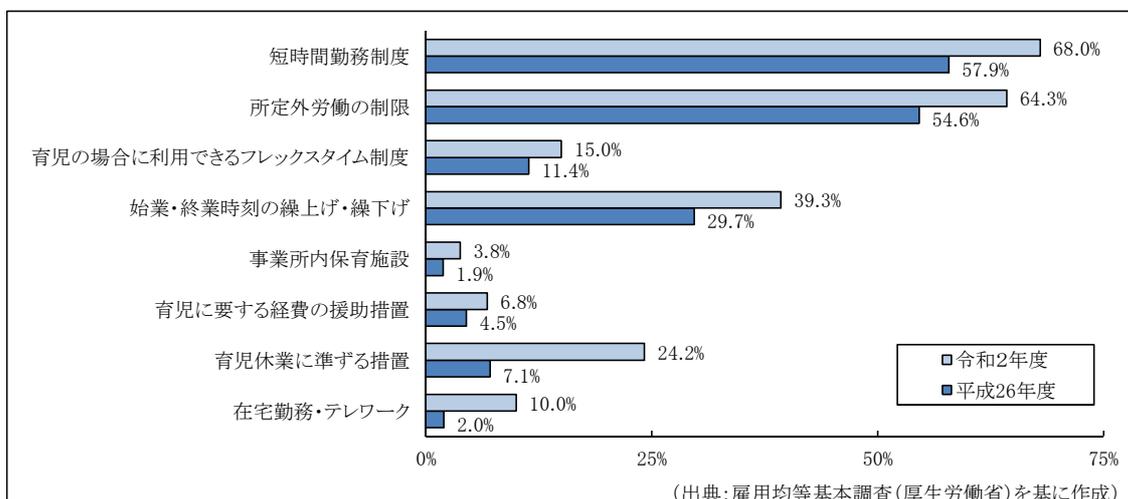
### ■ 育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



### ■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



### ■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）



## (2) 子ども・子育て支援に係る取組み

### ア かながわ子どもみらいプランの概要

子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進するため、平成27年3月に「かながわ子どもみらいプラン」を策定し、子ども・子育て支援新制度による子育て支援を充実・強化するとともに、保育所など多様な教育・保育サービスの充実、本県独自の地域限定保育士試験の実施などによる保育士確保対策、結婚から育児までの切れ目ない支援などに取り組んできた。

5年の計画期間の満了に伴い、引き続き、子どもや子育て家庭を応援する取組みを充実・強化し、すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざし、令和2年3月に「かながわ子どもみらいプラン（令和2年度～6年度）」（以下「プラン」という。）を策定した。

#### 参考

##### 【プランの位置付け】

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」（法定計画）と次世代育成支援対策推進法に基づく「地域行動計画」（任意計画）の位置付けを併せ持つ計画（政令・中核市を含む県全体を対象区域とします。）

##### 【プランの基本理念等】

#### 1 基本理念

すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします

#### 2 めざす姿

- ① すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できる社会
- ② すべての保護者が、子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会
- ③ 地域社会のすべての構成員が、子どもの育ちや子育ての重要性に対する関心と理解を深め、子どもと子育て家庭を応援する社会

#### 3 基本的視点

めざす姿の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を充実・強化します。

## イ 「3つの力」を充実・強化する取組み

基本的視点である「3つの力」を充実・強化するために、施策展開の方向性に沿って具体的な取組みを位置付け、子ども・子育て支援に取り組む。

### <基本的視点1 「子どもが生きる力」を伸ばすために>

#### (ア) 施策展開の方向性

- ・ 子どもが健やかに自立した人間に育つための教育等の充実や若者の自立支援に取り組む。
- ・ 子どもが安全で健全に育まれる社会環境等の整備を推進する。
- ・ すべての子どもが、生まれ育った環境等に左右されず、安心して健やかに成長するための支援を強化する。

#### (イ) 重点施策

##### a 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実

###### ○ 社会性の基盤づくりを担う教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭との連携のもとに幼児教育の充実を図るとともに、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなげるよう、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化する取組みを進める。

###### ○ 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

基礎的・基本的な知識や技能、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた「確かな学力」の向上を図るとともに、E S Dの推進により、国際性やコミュニケーション能力などを育成する教育、環境教育、消費者教育など、これからの社会に必要な力の育成等に取り組む。

###### ○ 健やかな体と体力づくりの推進

体力低下や食生活の乱れなど、子どもの体力や健康をめぐる課題への対応の強化を図り、子どもの健康の保持増進の基礎を培うため、外遊びや運動・スポーツ活動、食育の推進などを通して、健やかな体と体力づくりを推進する。

###### ○ 教育費等負担の軽減

経済的困難等家庭の事情により、教育を受ける機会が失われ、子どもの将来が左右されることのないよう、すべての子どもが教育を受けられるための支援を進める。

## **b 子ども・若者の健全育成の推進**

### **○ 子どもの放課後の居場所の確保**

放課後に子どもが安心して過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室をはじめとした「子どもの居場所」を確保する取組みを支援する。

### **○ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実**

思春期の性にかかわる相談や、心の問題に対するメンタルヘルス対策の推進等を通して、思春期の子どもの健康の増進等を図る。

### **○ 青少年のたばこ・飲酒・薬物乱用防止及び社会環境の健全化推進**

子どものうちからの喫煙・飲酒・薬物乱用が引き起こす健康被害等に関する教育を含め、防止のためのさまざまな取組みを推進する。

### **○ 若者の自立に向けた支援**

NPOや企業等と連携・協働して、青少年の相談や中高生のキャリア教育、若年失業者の職業訓練等による就業支援など、若者の自立に向けた取組みを推進する。

## **c 支援を必要とする子どもを守る体制づくり**

### **○ 児童虐待防止対策の充実**

増加及び深刻化する児童虐待相談を踏まえ、子どもの命と安全を守り、権利を擁護することを最優先として、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組みのさらなる充実をめざす。

### **○ 社会的養育の充実・強化**

平成28年の児童福祉法等の一部改正を受け取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の原則のもと新たに策定する「神奈川県社会的養育推進計画」に基づき、社会的養育を充実・強化する。

### **○ ひとり親家庭等自立支援の推進**

子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取組みを推進する。

○ **生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援**

生活困窮世帯の子どもの生きる力がはぐくまれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開する。

○ **子どもの貧困対策の推進**

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざし、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

○ **障がい児への支援の充実**

障がい児やその保護者を支援するため、早期発見、専門的な養育相談・指導、在宅生活支援サービス等の適切な支援体制整備を図る。

○ **障がいのある子どもへの教育の充実**

障がいのある子どもが、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障がいの特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるしくみを構築する。

○ **いじめ、不登校等への対応**

いじめや暴力行為、不登校など課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や、SNSを含む多様な教育相談等の取組みを充実させ、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図る。

○ **外国籍県民等の子育て支援の充実**

外国につながるのある子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、外国籍県民を対象とした多言語による相談窓口の設置や、行政窓口での手続きや学校の面談等への通訳ボランティアの派遣等を実施する。

＜基本的視点2 「保護者が育てる力」を発揮するために＞

(7) 施策展開の方向性

- ・ 妊娠・出産・子育てに関する多様な選択を支援する取組みを推進する。
- ・ 子育てしやすい、安全・安心な環境づくりを推進する。

(4) 重点施策

- a 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実
- 幼児期の教育・保育の提供体制の確保  
幼児期の教育・保育の需給計画に沿って、保育所の認可や認定こどもの園の認可・認定などを行い、教育・保育の提供体制の確保を進める。また、市町村が教育・保育の提供体制の確保を円滑に行えるよう、広域的調整を含め、支援を行う。
  - 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組み  
質の高い幼児教育や保育が円滑に行えるよう、関係機関と連携して、計画的に幼児教育や保育に従事する人材の確保を図る。  
また、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保・育成についても、市町村等と連携して進める。
  - 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み  
職員の経験年数等段階に応じたスキル向上のための研修や、より高度な知識・技能を習得するための研修を実施する等、幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組みを推進していく。
  - 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み  
放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修を実施するほか、市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援する等、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組みを推進していく。
  - 放課後児童クラブの整備  
国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、近年の保護者ニーズの高まりにより生じている放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、放課後児童クラブの設置・運営を行う市町村を支援する。
  - 教育・保育情報の公表  
子育て中の方が、子ども・子育て支援にかかる情報を気軽に入手できるよう、インターネットを活用した情報の公表を行う。

## **b 妊産婦及び子どもの健康の増進**

### **○ 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実**

安心して出産・育児ができる保健医療体制を推進するため、特に、乳幼児や妊産婦の健康の保持・増進を図るための保健サービス、周産期救急医療や不妊治療への支援などへの対応を図る。

### **○ 小児医療の充実**

小児救急医療体制を整備するとともに、高度・専門医療の充実や長期療養等が必要な子どもへの支援等を行う。

## **c 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進**

### **○ 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等**

子どもや子ども連れあるいは妊娠中の人安心して外出し、自由に移動して、気兼ねなく施設等を利用できるよう、公共施設や駅等のバリアフリー化などのまちづくり等を進める。

### **○ 子育てに配慮した住宅施策**

子育て家庭が子どもの成長や家族数に応じて安心して子育てできるよう、県営住宅等への入居について優遇措置等を実施する。

### **○ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進**

子どもの交通安全教育をはじめ、事故多発地点対策など、交通安全の施策に取り組むことにより、子どもを交通事故から守る。

### **○ 子どもを犯罪から守るための活動等の推進**

子どもが犯罪被害に遭うことなく、安全に遊び、学ぶことができるよう、パトロール活動や情報提供等、地域や学校等における安全確保のための対策を進める。

また、犯罪被害に遭ってしまった子どもやその保護者を支援するメニューや体制の整備を図る。

### **○ 子どもを災害から守るための施策**

防災教育や防災訓練を通して意識の啓発や知識の普及を図るほか、施設の耐震化や物資の備蓄など、災害に対する備えを実施することにより、子どもを災害から守る。

### ＜基本的視点3 「社会全体が支える力」を大きくするために＞

#### (7) 施策展開の方向性

- ・ 社会全体が子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図る。
- ・ 地域における子ども・子育て支援の充実を推進する。
- ・ 仕事と子育てのある生活との両立に向けた取組みを推進する。

#### (1) 重点施策

##### a 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり

###### ○ 子育て支援推進の機運の醸成

中高生や高齢者、現在子育て中でない方も含め、幅広い層の県民に対して、子育て支援活動の重要性に対する意識啓発を図り、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業等の認知度・参加意欲を高めていく取組みを進める。

##### b 地域における子ども・子育て支援の充実

###### ○ 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

地域子育て支援拠点や一時預かりなど、市町村が地域のニーズに合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、実施する市町村に対して支援を行う。

###### ○ 地域の子育て支援団体等の活動の推進

地域の子育て支援力の向上を図るため、関係者に研修機会を提供するなどの支援を行うとともに、様々な活動情報の共有が県全域で図られるよう、インターネットを活用した情報提供を推進する。

##### c 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

###### ○ ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に取り組み、労働者自らが、長時間労働などの働き方を見直し、育児休業の取得等、仕事と子育てを両立できるよう、取組みを進める。

###### ○ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

労働時間短縮など男性を含めた働き方の見直し、育児休業制度の普及と取得促進、弾力的な労働時間や勤務形態の導入など仕事と子育ての両立に向けた取組み、地域における次世代育成支援への貢献など、企業等における次世代育成支援の取組みを促進する。

d 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

○ ライフステージに応じたきめ細かな支援

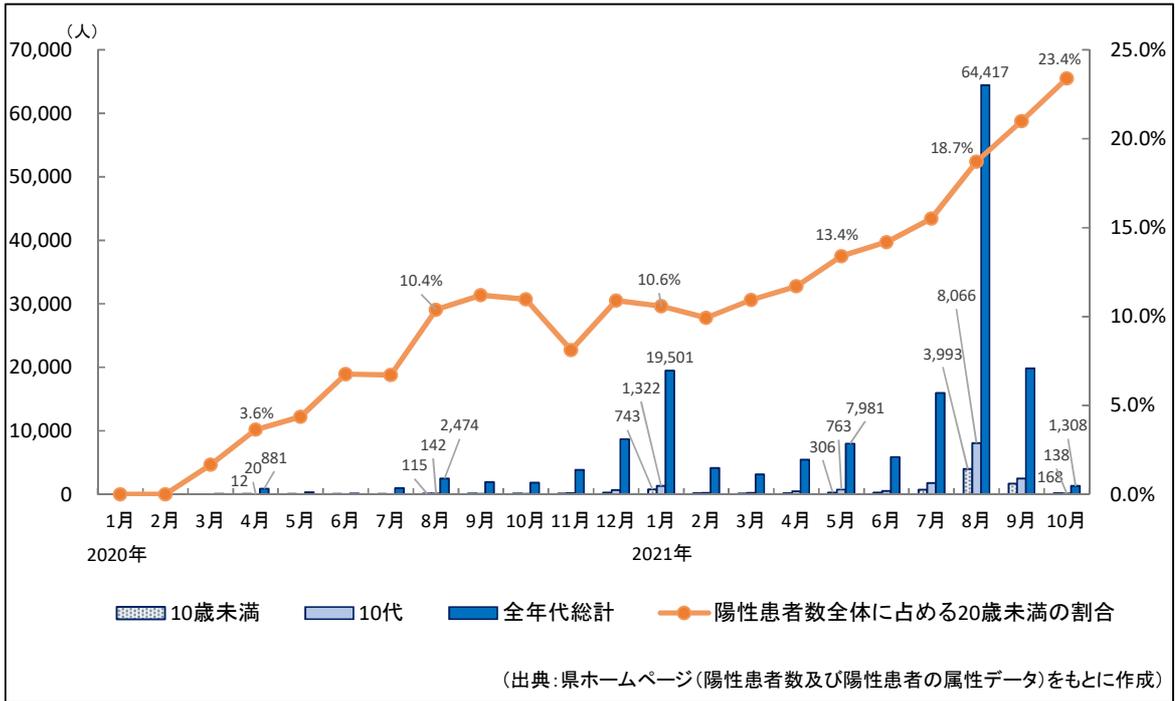
結婚から妊娠、出産、育児と、ライフステージに応じたきめ細かな切れ目ない支援を関係機関と連携して行うことにより、少子化対策の取組みのさらなる強化を進める。

### (3) 新型コロナウイルス感染症に係る取組み

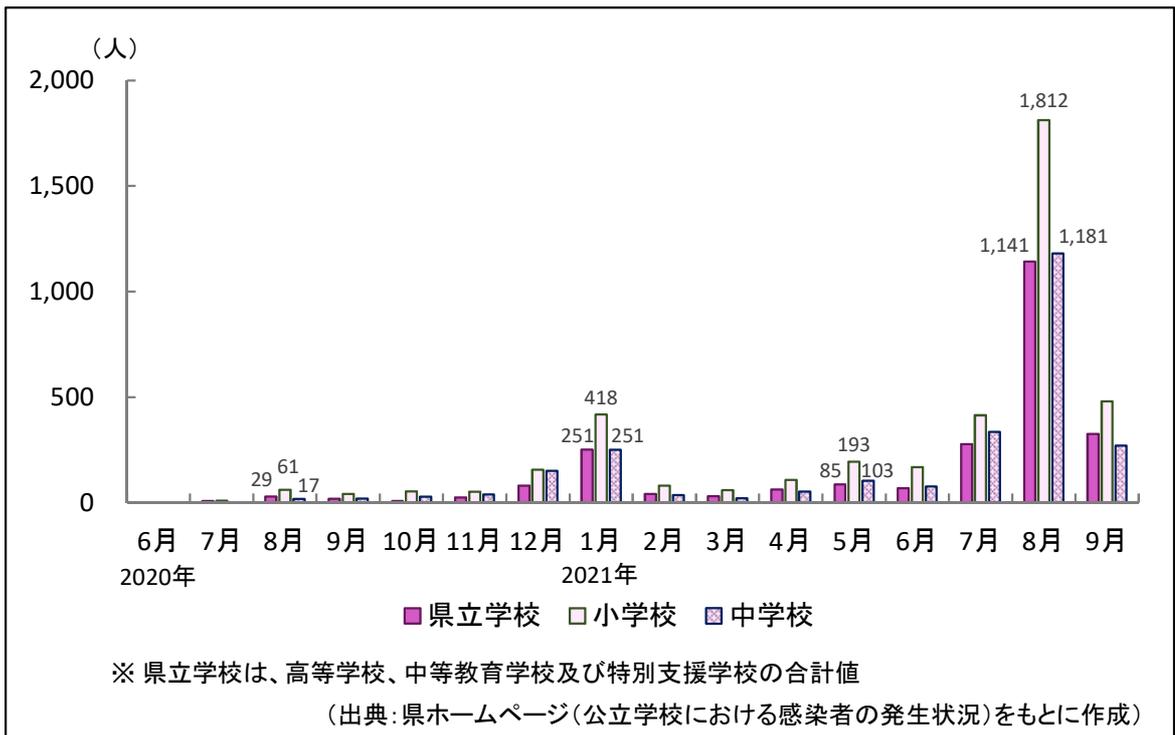
#### ア 感染状況等

陽性患者数全体に占める20歳未満の割合は、第1波では3.6%と低い割合だったが、その後増加傾向となっており、第5波で18.7%に達した後は20%を超えている。

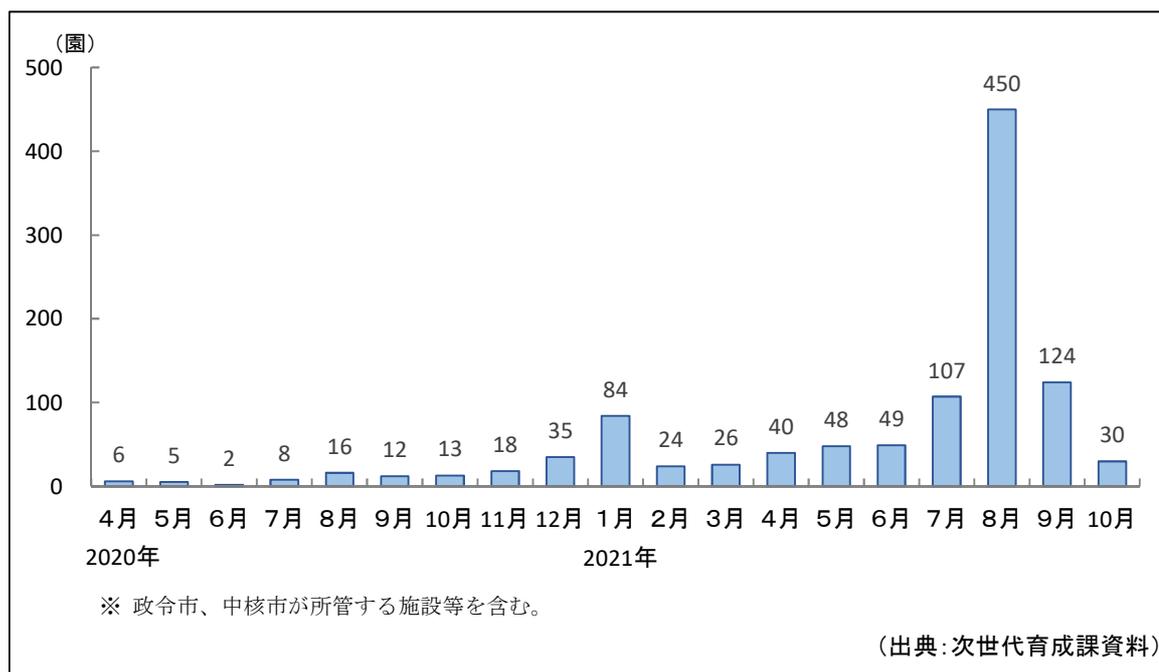
#### ■ 県内の陽性患者数（10歳未満、10代及び全年代総計）



#### ■ 県内の公立学校における感染者の発生状況



■ 認可保育所・認定こども園等における休園の状況（神奈川県）



## イ これまでの主な取組み

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、主に次のような子ども・子育て支援の取組みを推進した。

### (7) 感染防止対策のための支援

#### a マスク・消毒液の配布（政令市・中核市除く）

県所管の認可外保育施設や認可外ベビーシッターに対し、マスク及び手指消毒用エタノールを購入して配布

#### b 保育所等への感染症防止対策費補助

認可保育所等に、マスクや消毒液等の衛生用品及び感染防止用備品の購入費、並びに職員研修、消毒や清掃等を行った場合の超過勤務手当等のかかり増し経費を補助

#### c 児童養護施設等への感染症対策費補助（政令市・中核市除く）

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、児童養護施設等の個室化等に要する経費、入所児童等のための衛生用品の購入に要する経費及びかかり増し経費等を補助

#### d 私立幼稚園への緊急環境整備費補助

市町村、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）に対し、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（マスク、消毒薬等）等の購入経費を補助

#### e 私立学校への感染症対策事業費補助

段階的な学校再開に伴い、感染症対策等を徹底しながら子ども達の学びを保障するために必要となる経費を補助

また、特別支援学校においてスクールバスでの児童生徒の感染リスクの低減を図る取組みに対する経費を補助

#### f 抗原検査キットの配布

新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢となっていない園児や児童等における感染拡大を防止するため、保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校等を通じて園児や児童等のいる家庭に抗原検査キットを配布

#### g 未病対策普及啓発事業

未病改善の考え方、健康課題やセルフマネジメント等について高校生が学習するための教材に、新たに感染症等の情報をコラムとして追加して配布し、授業等で新型コロナウイルス感染症を含めた健康リテラシーを高めるための支援を実施

**h 県立学校における感染症対策用品の購入等**

教育活動を継続して行う上で必要な対策を強化するため、消毒液等の保健衛生用品の追加購入や教室における3密対策として換気を徹底するためのサーキュレーター、CO<sub>2</sub>モニター等の購入などを実施

**i 入学者選抜における感染症対策**

県立高校等の入学者選抜の実施に当たり、受検日にマスクを忘れた受検生へのマスクや消毒用アルコールを購入するとともに、受検会場の追加に対応するため受検会場に運営補助員を配置

**j 特別支援学校スクールバスにおける感染症対策**

県立特別支援学校において、1台のスクールバスに乗車する児童・生徒の少人数化を図るため、ジャンボタクシー等の借上げや、マイクロバスの運行を実施

**k 公立幼稚園等における感染症対策への補助**

公立幼稚園等において、感染拡大防止対策を徹底するため、保健衛生用品の購入等に係る経費の一部を補助

**(4) 子ども・保護者への支援**

**a 放課後等デイサービスの利用増に伴う費用の補助**

学校休業による放課後等デイサービスの利用増に伴う、市町村のサービス報酬負担の増加分及び利用者負担の増加分等の費用について補助

**b ひとり親世帯への生活支援（市域除く）**

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少、食費等による支出の増加に対する支援を行うため、特別給付金を支給

**c 濃厚接触児童の一時保護（政令市・中核市除く）**

保護者が新型コロナウイルス感染症で入院するなど、保護者が不在となった濃厚接触児童を一時保護する専用の児童福祉施設を設置

**d 私立高校生等への奨学給付金支給**

低所得世帯の生徒に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業及び段階的な学校再開において実施されるオ

ンライン学習に係る通信費を支援

**e 私立学校生徒への学費緊急支援補助**

保護者の失職や倒産等により、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対する補助

**f 私立学校に係る修学旅行等キャンセル料の補助**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う修学旅行等の中止や延期により生じたキャンセル料について、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、学校設置者が負担した経費を補助

**g 教育相談体制の充実**

児童・生徒の心のケアや支援ネットワークの構築等のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制を強化

**h 県立高校生等への奨学給付金の支給**

低所得者世帯等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、給付金を支給（対象世帯の内、生活保護世帯以外の世帯に対しては、オンライン学習に必要な通信費相当額を増額して支給

**i 県立学校における修学旅行等のキャンセル料等の支援**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、各家庭等の負担軽減を図るため、支援を行う。

**(ウ) 施設運営に関する支援**

**a 登園自粛要請・臨時休園に係る保育施設保育料補助**

登園自粛要請や臨時休園をした場合、認可保育施設については保育料の減免分を施設型給付費で負担し、減免制度のない認可外保育施設については収入減となる保育料相当額を補助

**b 放課後児童クラブの追加費用に対する財政支援**

**(a) 小学校の臨時休業に伴う対応に係る補助**

小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所した場合に追加で生じる経費等を補助

**(b) 放課後児童クラブの臨時休業等に係る補助**

放課後児童クラブを臨時休業させた場合等に、市町村が

保護者へ返還した日割り利用料に係る経費を補助

**c 子ども食堂応援事業**

新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂の活動が縮小を余儀なくされる中、国が示す「新しい生活様式」に対応した活動にシフトしながら活動を継続できるよう支援

**d 認可外保育施設のフォローアップ（政令市・中核市除く）**

県所管の認可外保育施設（施設：約260か所、ベビーシッター：約130事業者）に対し、個別に電話連絡を行い、衛生用品の入手状況・県の取組み等を説明

**e 感染防止対策研修**

令和2年10月に全保育施設を対象として、感染防止対策に関する特別講座のオンライン研修を開始し、12月には認可外保育施設向けの集合研修を実施

**f 臨時休業に伴う補充のための授業に係る非常勤講師の任用**

臨時休業に伴う補充のための授業等を実施するため、非常勤講師、学習指導員等を配置

**g GIGAスクールの推進**

GIGAスクール構想の早期実現に向けて、オンライン学習の実施等のため、ネットワーク環境の整備や児童・生徒に必要な端末整備等を行うとともに、県立学校での臨時休業等の場合に、Wi-Fi環境が整っていない家庭にオンライン学習環境を提供するため、無線ルーターの貸出しを行い、その通信料を負担

**h 市町村立小・中学校の教員の追加配置（政令市除く）**

最終学年（小6・中3）のティーム・ティーチング等を実施するための教員を配置したほか、児童・生徒の心身の健康への対応等のための養護教諭を配置

**i 学習指導員の配置（政令市除く）**

児童・生徒一人ひとりに合ったきめ細かな指導や支援を行い、また、新型コロナウイルス感染症の対応のために、教員や学校の教育活動を支援することを目的として、市町村立小・中・特別支援学校（政令市を除く）に学習指導員を配置するとともに、県立特別支援学校に配置

**j 学校支援スタッフ等の派遣**

県立高校等において、きめ細かな指導や支援を行うため、ハイスクール人材バンクの登録者から学校支援スタッフ等を派遣

**k 公立幼稚園等における I C T 環境整備への補助**

公立幼稚園等において、子どもを健やかに育むことができる体制を整えるための I C T 環境整備に係る経費の一部を補助

**(I) その他**

**a みんなの感謝お届け事業**

コロナ禍において困難に立ち向かう医療・福祉従事者に広く感謝と労いの気持ちを伝えるため、医療機関・福祉施設（保育所等を含む）にメッセージを添えた県産品等を贈呈

## 2 児童虐待対策について

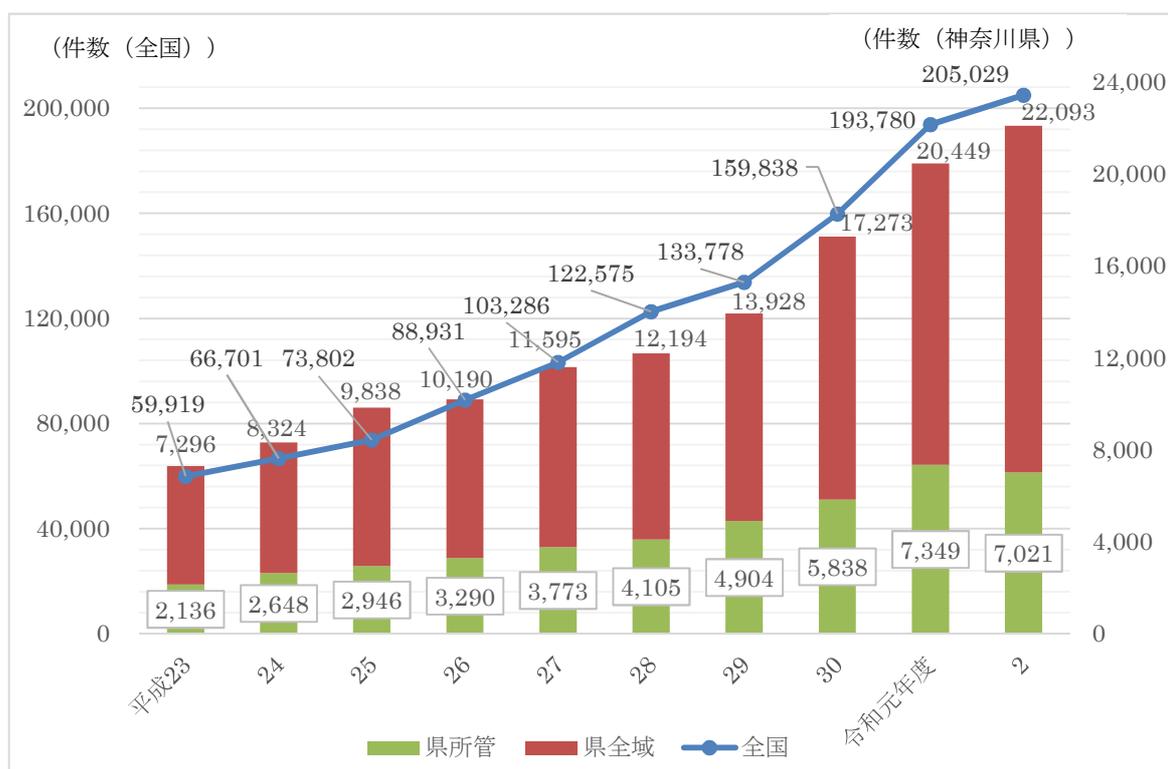
### (1) 児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待の相談対応件数は、全国的に増加傾向にあり、本県においても令和2年度は過去最多となる22,093件となっている。

また、相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで身体的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。

#### ■児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

(全国、神奈川県（県全域、県所管域※）)



#### ※ 県所管域

県は、市が児童相談所を設置する横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く県内地域を所管しており、県所管域には、今年度新たに開設した大和綾瀬地域児童相談所を含めて、6つの児童相談所があります。

中央児童相談所	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
平塚児童相談所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
小田原児童相談所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木児童相談所	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
大和綾瀬地域児童相談所	大和市、綾瀬市

## ■児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（県全域）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体的虐待	3,018件 (24.7%)	3,293件 (23.6%)	3,697件 (21.4%)	4,331件 (21.2%)	4,715件 (21.3%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,099件 (25.4%)	3,165件 (22.7%)	3,420件 (19.8%)	3,698件 (18.1%)	3,569件 (16.2%)
心理的虐待	5,923件 (48.6%)	7,334件 (52.7%)	9,948件 (57.6%)	12,262件 (60.0%)	13,607件 (61.6%)
性的虐待	154件 (1.3%)	136件 (1.0%)	207件 (1.2%)	158件 (0.8%)	202件 (0.9%)
計	12,194件 (100.0%)	13,928件 (100.0%)	17,272件 (100.0%)	20,449件 (100.0%)	22,093件 (100.0%)

※割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

(出典：子ども家庭課資料)

## (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもや家庭を取り巻く環境が変化中、児童虐待の潜在化が危惧されている。

また、児童虐待や親子関係・家族の悩みなどに対応する相談体制の充実・強化や、体罰禁止の普及啓発など、虐待を未然に防止する取組みをより一層強化する必要がある。

## ■令和2～3年度の児童虐待相談対応件数の状況（県所管域）※速報値（件）

R2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	478	393	696	553	450	700	709	569	608	524	528	813	7021
R3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
件数	487	442	706	491	578	518	-	-	-	-	-	-	-

参考 令和元年度計 7,349件

## (3) 本県の主な取組み

児童虐待相談件数の増加に伴い、複雑困難化する虐待事案に対応するため、平成31年に関係閣僚会議で示された国の方針「児童虐待防止対策の抜本的強化について」や、令和元年の児童福祉法の改正等を踏まえ、児童相談所の体制強化や市町村、関係機関等との連携強化、里親委託の推進など、社会的養育の充実に取り組んでいる。

### ア 児童相談所の体制強化（県所管域）

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司等専門職の増員、職員の人材確保・育成等に取り組んでいる。

- ・ 児童福祉司・児童心理司の増員
- ・ 弁護士の助言指導による法的支援の強化

- ・ 市町村支援、里親養育支援の充実
- ・ 職員の研修等人材育成の充実

■ 児童福祉司数の推移（県所管域）

	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
相談件数	4,105	4,904	5,838	7,349	7,021	—
児童福祉司数	70	86	98	125	139	168

イ 市町村や関係機関との連携強化の推進（県所管域）

市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」を中心に警察、学校や保育所、医療機関等関係機関との連携を強化するとともに、DV対応機関との連携やNPOとの協働、母子保健部門との連携など、あらゆる関係部署と連携し、虐待の早期発見・早期対応、未然防止に取り組んでいる。

コロナ禍においては、市町村を中心とした見守り体制の強化や、民間企業と連携した体罰禁止の周知・啓発に取り組んでいる。

- ・ 要保護児童対策地域協議会における情報共有・連携強化
- ・ 警察との情報共有・連携強化
- ・ 学校等における虐待に関する相談体制の強化
- ・ 医療機関との連携や医師による専門的助言・指導の活用
- ・ DV対応機関との連携
- ・ 転居した場合の情報共有等ルールの徹底
- ・ NPOとの協働事業等による連携
- ・ 妊娠期からの児童虐待の発生予防・早期発見
- ・ 子育て期における支援体制の充実

※ これらの取組みは、政令指定都市等と連携して実施している。

ウ 社会的養育の推進（県所管域）

平成28年の児童福祉法改正で明確にされた「子どもが権利の主体である」という理念のもと、「神奈川県社会的養育推進計画（平成2年3月から令和11年度）」に基づき、社会的養育を必要とする子どもを心身ともに健やかに育成するための施策を推進している。

(7) 取組みの方向

- 子どもの権利擁護の推進
- 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進
- 家庭と同様の環境における養育の推進

- d 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進  
 ※ 政令指定都市等と連携して計画の実現を目指している。

#### (4) さらなる児童相談所の強化

児童虐待を防止するためには、これまで実施してきた取組みの着実な推進に加え、新たな課題に対応するための基盤として、児童相談所の施設整備や組織体制の強化を図っていく必要がある。

#### ア これまでの取組み（県所管域）

##### (7) 大和綾瀬地域児童相談所の設置（県所管域）

令和3年4月1日に、組織の適正規模化を図るため、中央児童相談所の所管である大和市及び厚木児童相談所の所管である綾瀬市を所管区域とした「大和綾瀬地域児童相談所」を、中央児童相談所と同建物内に設置した。

##### (参考) 児童相談所の所管等（県所管域）

	中央	平塚	鎌倉三浦	小田原	厚木	大和綾瀬
所在	藤沢市 総合療育相談センターと同建物内	平塚市 単独庁舎	横須賀市 横須賀オフサイトセンターと同建物内	小田原市 小田原合同庁舎内	厚木市 単独庁舎	藤沢市 中央児相、総合療育相談センターと同建物内
所管人口 (R2.10.1)	72万人	58万人	30万人	33万人	53万人	32万人
虐待対応件数 (R2年度)※	1,683件※	1,185件	513件	969件	1,815件※	856件※
職員数 非常勤含 (R3.4.1)	84人	91人	32人	47人	103人	72人
所管 市町村	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村	大和市 綾瀬市

※令和2年度の虐待対応件数は大和綾瀬地域児童相談所設置前のため、人口割で算出

#### (イ) 厚木児童相談所の再整備

昭和46年に建築された厚木児童相談所は老朽化が著しく、令和4年度に移転・開所することを目指し新築工事に着手している。これに伴い、一時保護所の個室化や面接室などの拡充が図られる。

##### ■厚木児童相談所の再整備の概要

	現在	再整備後
所在地	厚木市水引2-3-1	厚木市水引2-11-6 元水引アパート跡地
敷地面積	2,048.31㎡	約2,360㎡
延床面積	1,378.12㎡	約3,000㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造3階
主な改善点	面接室の拡充、一時保護所の個室化、エレベータ設置など施設のバリアフリー化	

#### イ 中長期的な課題への対応（県所管域）

##### (ア) 中長期的な検討

各児童相談所の所管人口や虐待相談件数の推計を踏まえた所管区域のあり方や、虐待そのものをなくしていくための未然防止についても、検討していく必要がある。

##### (イ) 庁内プロジェクトの設置

###### a 検討期間

令和2年10月～令和5年3月※

※令和3年度は、全庁コロナシフトにより1年延期

###### b 主な検討内容

- ・所管区域のあり方
- ・民間活力の導入
- ・人材確保育成策の強化
- ・虐待の未然防止の取組み など

### 3 いじめ等への対策について

#### (1) 令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

##### ア 調査の概要

###### (ア) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組みを一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

###### (イ) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

###### (ウ) 調査方法

令和2年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

##### イ 公立学校の調査結果

###### (ア) いじめについて

令和2年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より5,184件少ない、23,061件のいじめを認知した。内訳は、小学校で3,495件の減少、中学校で1,495件の減少、高等学校で161件の減少、特別支援学校で33件の減少であった。（【図1】参照）

いじめの認知件数の減少については、各学校において、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について指導し、未然防止の取組を進めてきたことが要因の一つとして考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響(※)も考えられる。

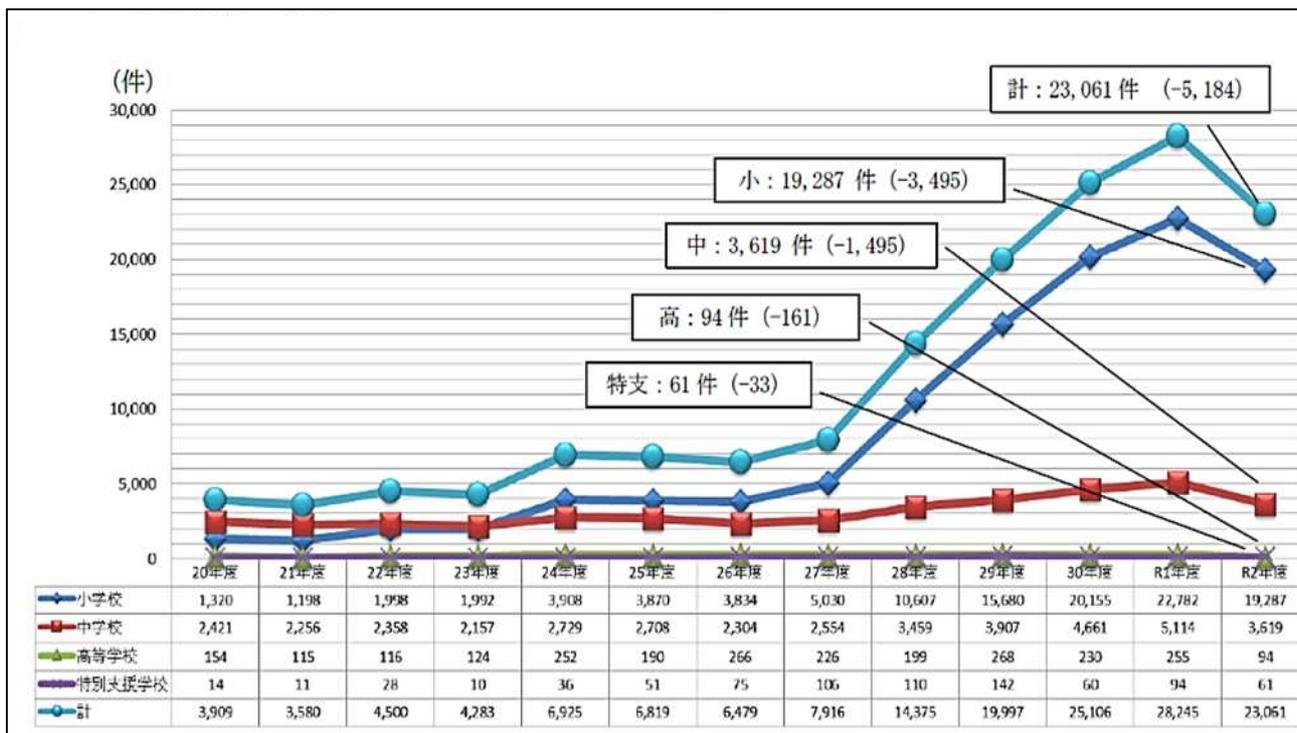
なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から11件減少の14件（小8件、中6件、高0件、特0件）であった。

※「新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響」について

- ・年度当初に地域一斉休業があり例年よりも年間授業日数が少ない学校もあったこと
  - ・生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと
  - ・学校行事・部活動など様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りする機会やきっかけが減少したこと
- 等

(出典：「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」文部科学省)

【図1】いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



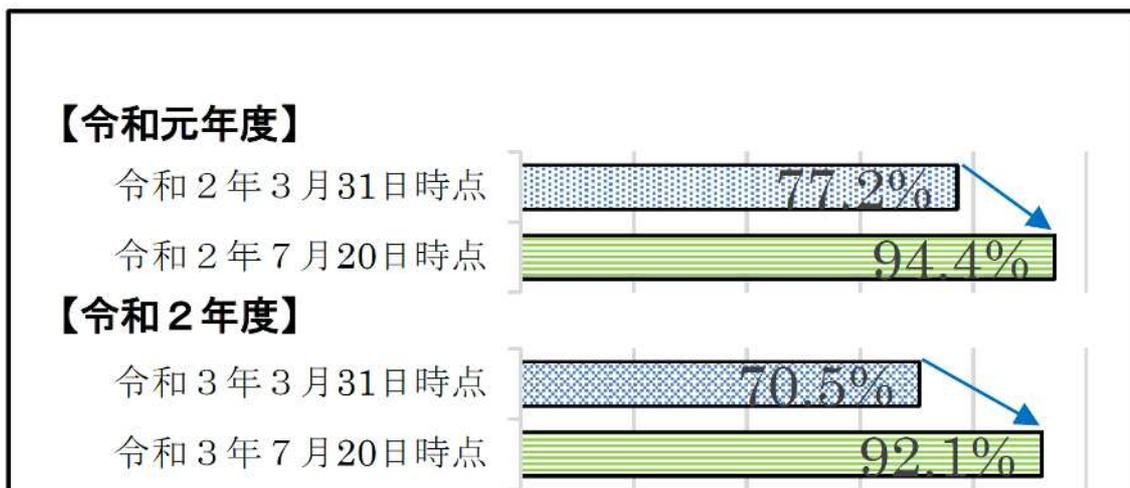
次に、いじめの解消状況について、平成30年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点(夏季休業前)での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

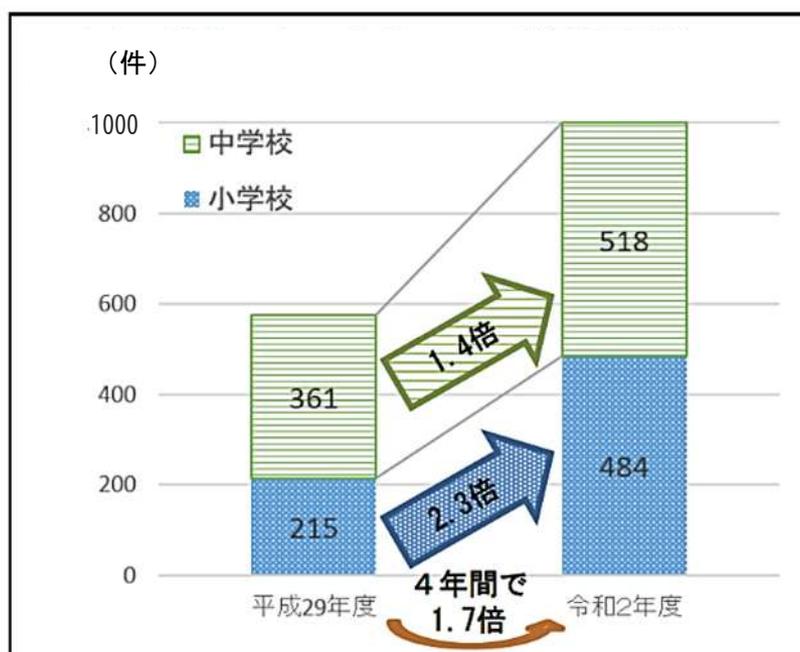
学校では、認知したいじめを全て解消することをめざし、年度を越えて情報を引き継ぐなどしながら、継続的・組織的に粘り強く取り組んでいると捉えられる。解消していないいじめへの取組みとともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

さらに、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、小・中学校における増加が見られる。（【図3】参照）GIGAスクール構想による一人一台端末の整備が進んだことを契機に、学校は情報モラルやICT機器を適切に使うスキル等の指導について、より一層充実させていく必要がある。

【図2】いじめが解消している割合（公立小・中・高・特別支援学校）



【図3】いじめの様態の中で「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（公立小・中学校）

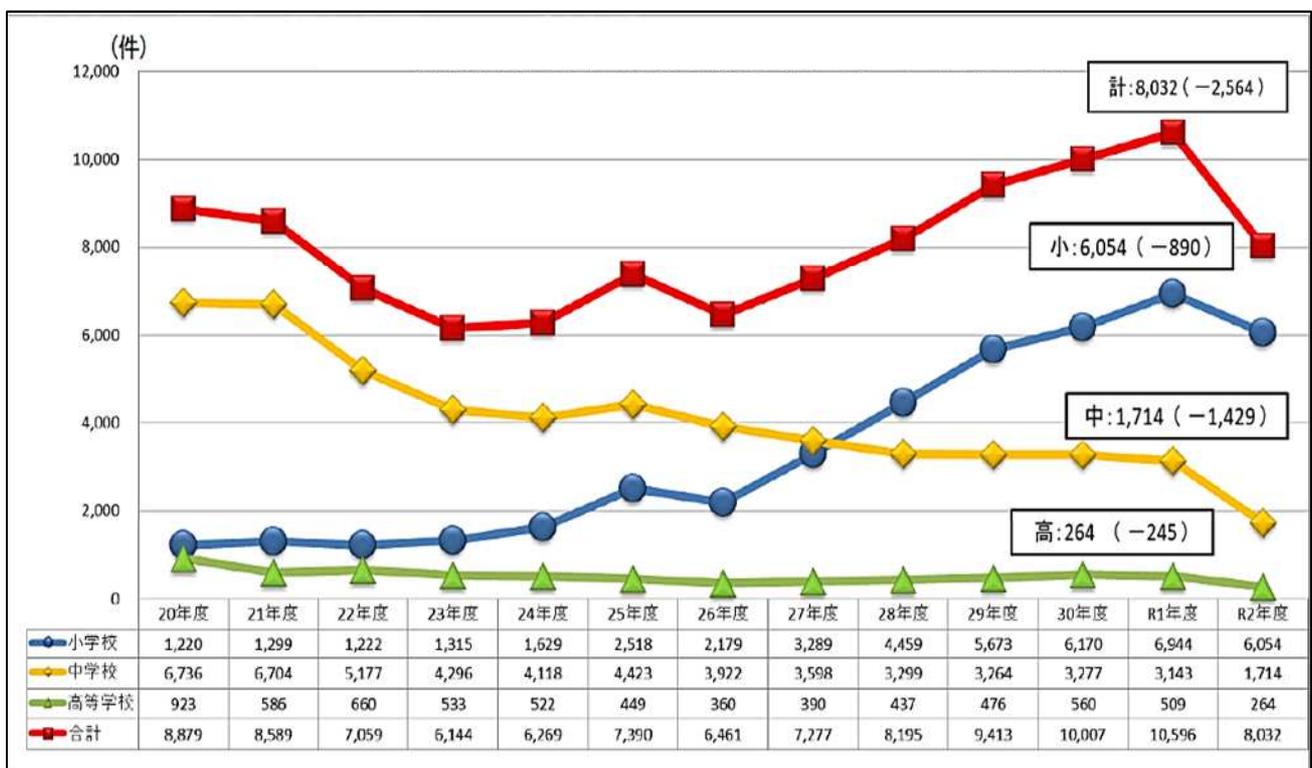


#### (イ) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和2年度の暴力行為の発生件数は、前年度より2,564件減少し8,032件であった。内訳は、小学校で890件の減少、中学校で1,429件の減少、高等学校で245件の減少であった。（【図4】参照）

暴力行為の発生件数の減少については、いじめと同様に、学校が継続して未然防止の取組を進めてきたことが、要因の一つとして考えられるとともに、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響（※35ページ参照）とも考えられる。

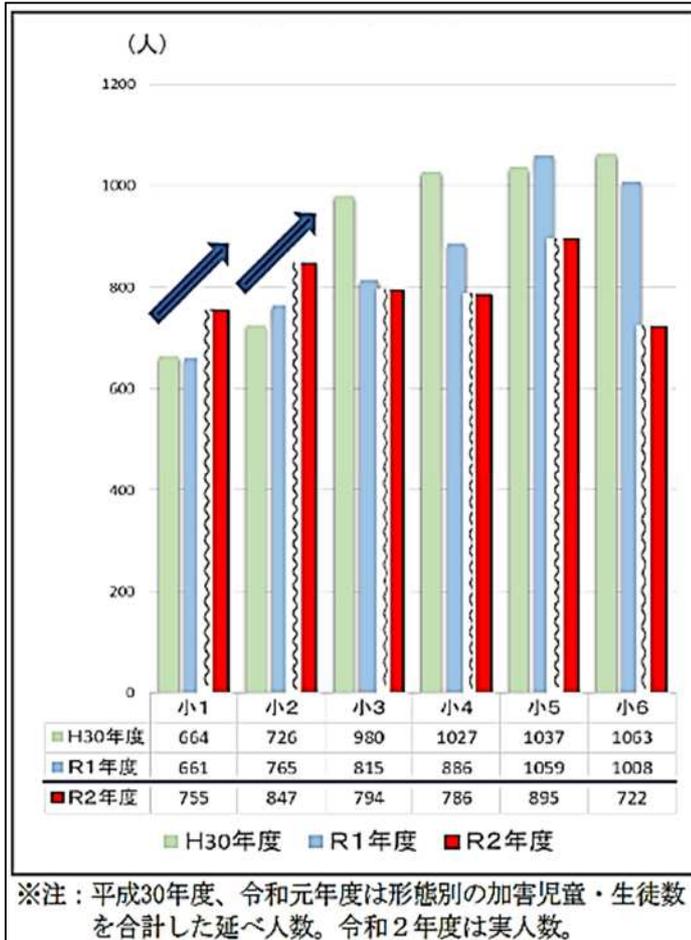
【図4】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



また、今回の調査から学年別の加害児童・生徒数の計上を、延べ人数から実人数に変更した。その中で、小学校を学年別に見ると、低学年（1・2年）の加害児童の数が増加している。小学校の低学年において、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要がある。（【図5】参照）

さらに、中学校での暴力行為の発生件数は、現行の定義による調査となった平成9年度以降、最も少なくなった。平成25年度以降の減少傾向については、暴力行為の防止に向け、学校が継続して取り組んできた成果であると考えられる。（【図6】参照）

【図5】暴力行為の学年別加害児童数の推移（公立小学校）



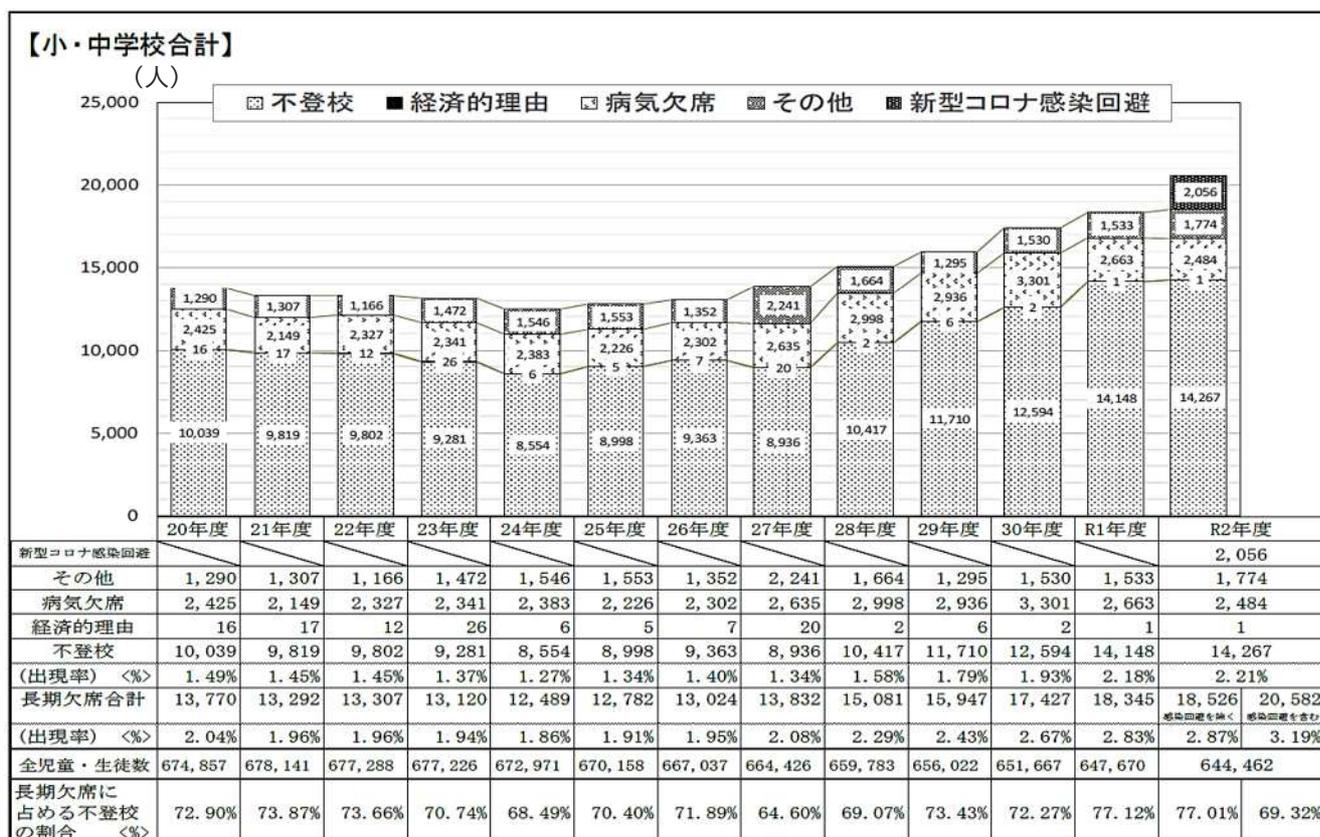
【図6】暴力行為の発生件数の推移（公立中学校）



(ウ) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

公立小・中学校における長期欠席者数は、今回理由として新たに加わった新型コロナウイルスの感染回避を含むと20,582人であった。新型コロナウイルスの感染回避を除いた長期欠席者は、前年度より181人増加し、18,526人であった。長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、前年度より119人増加し14,267人であった。（【図7】参照）

【図7】理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）

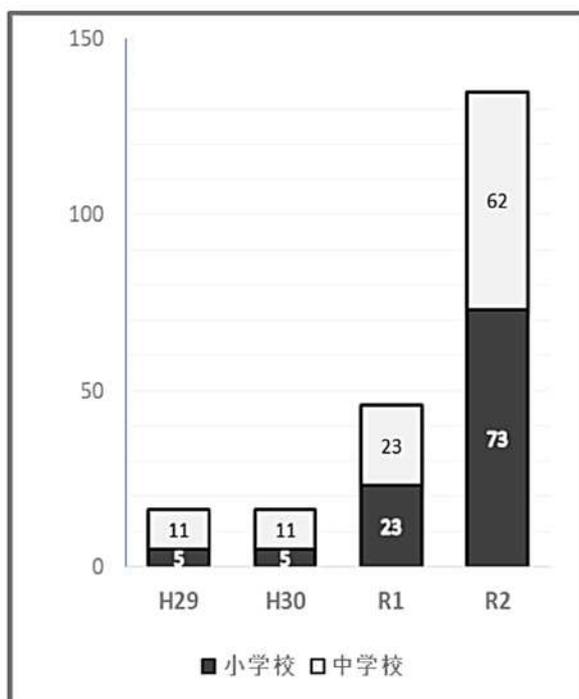


新たな不登校を未然に防ぐことができていない要因として、児童・生徒全体に見られるコミュニケーションスキルの不足等の課題に対し、学校による豊かな人間関係づくり等の取組みが十分とはいえないということが考えられる。

また、「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、学校が不登校は環境によって誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援を行うようになったことが増加の一因と考えられる。

次に、ICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした不登校の児童・生徒数が増加している。不登校の児童・生徒にとって、こうした多様な学びの機会を得ることは、将来の社会的自立に向けて重要な支援となる。（【図8】参照）

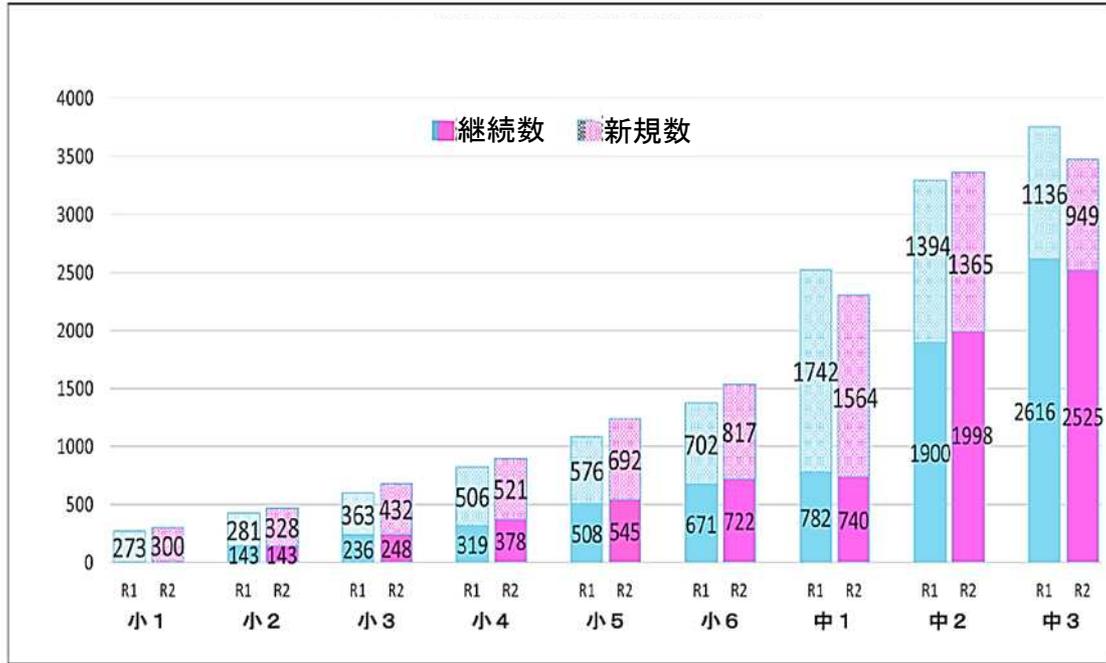
【図8】自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとした児童・生徒数（公立小・中学校）



次に、各学年の不登校の児童・生徒数を、前年度から不登校が継続している人数と、新たに不登校になった人数に分けると、前回調査に比べ、中学校の全学年で新たな不登校の生徒数が減少しており、小学校の全学年で新たな不登校の児童数が増加している。（【図9】参照）

不登校の未然防止につながる「魅力ある学校づくり」に向けて、すべての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、あらゆる場面で一人ひとりの活躍の場や役割をつくり、「わかる授業」を工夫したりするなど、「居場所づくり」に努めるとともに、豊かな人間関係づくりを後押しする取組みを行い、「絆づくり」を図るなど、児童・生徒にとって魅力のある学校づくりに取り組むことが必要である。

【図9】学年別不登校の継続数と新規数を分けた前年度比較（公立小・中学校）

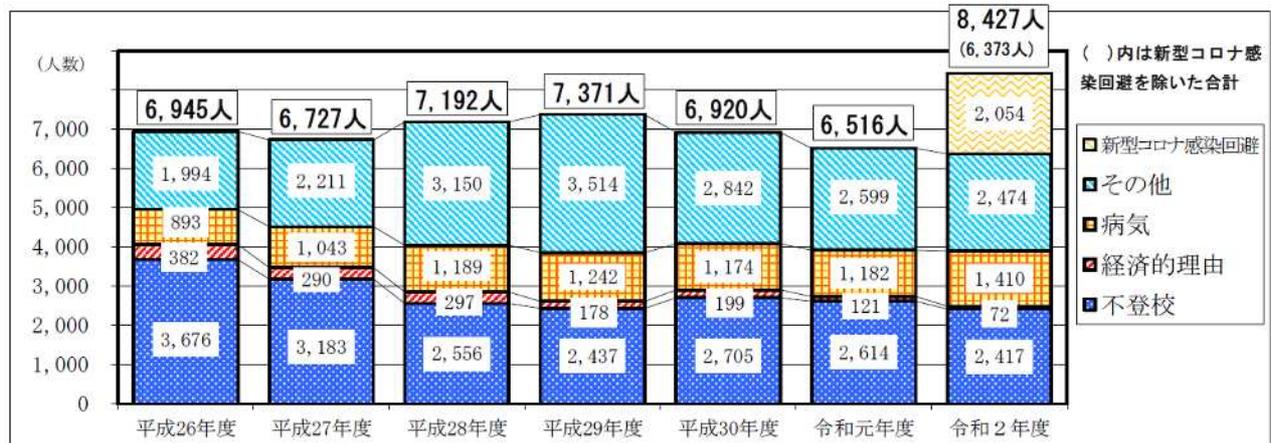


(I) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における、新型コロナウイルスの感染回避を含めた長期欠席者数は8,427人、新型コロナウイルスの感染回避を除いた長期欠席者数については、前年度より143人減少し、6,373人であった。うち不登校生徒数は、前年度より197人減少し、2,417人であった。（【図10】参照）

さらなる不登校生徒の減少に向けて、各学校が、生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導の充実を図る。また、学習意欲や就学意欲を高める指導・支援も継続していく必要がある。

【図10】理由別長期欠席者数の推移  
（公立高等学校全日制・定時制合計）

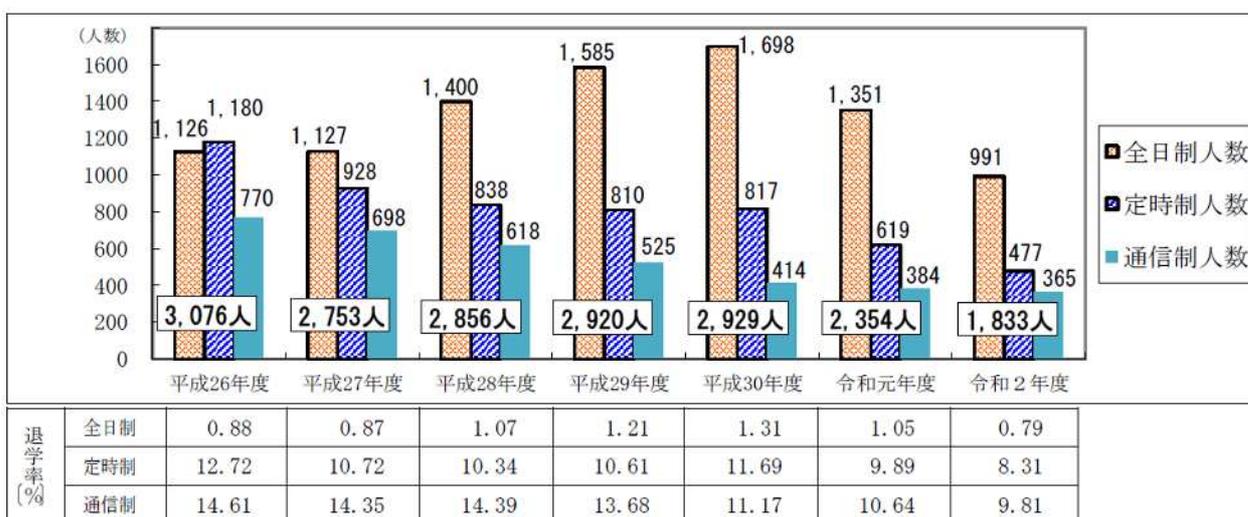


## (オ) 中途退学者について

公立高等学校全体における中途退学者数は、1,833人であった(全日制は360人減少、定時制は142人減少、通信制は19人減少)。中途退学率についても、全課程で低下した。(【図11】参照)

「進路変更」「学校生活・学業不適応」を理由に中途退学する生徒の減少が著しいことから、高等学校入学前の学校選択の段階から、各学校の教育内容や特色などの広報を行ったことや、入学後早い段階で生徒一人ひとりの状況を把握し、チームによる支援、指導を丁寧に行ったことにより、中途退学者の減少につながったと考えられる。

【図11】公立高等学校における中途退学者数の推移  
(全日制・定時制・通信制別)



## ウ 全国における本県の状況について (国・公・私立学校)

### (ア) いじめ (小・中・高・特)

認知件数 6 番目 : 1,000人あたりの件数36番目

<前年度認知件数 5 番目 : 1,000人あたり32番目>

### (イ) 暴力行為 (小・中・高)

発生件数 1 番目 : 1,000人あたりの件数 5 番目

<前年度発生件数 1 番目 : 1,000人あたり 3 番目>

### (ウ) 不登校 (小・中)

児童・生徒数 2 番目 : 1,000人あたりの人数16番目

<前年度児童・生徒数 2 番目 : 1,000人あたり 7 番目>

### (エ) 不登校 (高校)

生徒数 3 番目 : 1,000人あたりの人数23番目

<前年度生徒数 3 番目 : 1,000人あたり19番目>

## (2) 県教育委員会の主な取組み

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

### ア かながわ元気な学校ネットワークの推進（平成23年度～）

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組みを推進する。

### イ 「いのち」の授業の推進（平成24年度～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。「いのちの授業」の中心テーマの一つとして、「いじめを考える」を設定しており、様々な実践事例を収集し、全県に普及している。

### ウ 魅力ある学校づくり

#### (ア) 魅力ある学校づくり調査研究事業（令和元年度～）

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組みの成果を全県に普及する。

#### (イ) かながわ学びづくり推進地域研究委託事業（平成19年度～）

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止を図る。

#### (ウ) 学級経営支援事業（平成27年度～）

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図っている。子どもの安心できる居場所となる学級づくりのために、必要な指導の在り方や方法等について、指導事例を収集し、全県に普及する。

#### (エ) 教育相談コーディネーターの養成・配置（平成16年度～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全て

の公立学校に配置している。

(オ) スクールカウンセラーの活用（平成7年度～）

【令和3年度の配置状況】

小 学 校：中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

中 学 校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

高 等 学 校：拠点校に配置のスクールカウンセラーが全県立高等学校及び中等教育学校に対応

教育事務所：平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーの相談業務を支援

(カ) スクールソーシャルワーカーの活用（平成21年度～）

【令和3年度の配置状況】

小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高 等 学 校：拠点校に配置 全県立学校に対応

エ 関係機関との連携

(ア) 県学校・フリースクール等連携協議会（平成18年度～）

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

(イ) 相談窓口の開設（平成6年度～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設している。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

(ウ) SNSを活用したいじめ相談（平成30年度～）

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を実施している。令和2年度から県内全ての中・高生を対象に、通年（5月～3月）で実施している。

## オ 家庭・地域との協働

### (7) かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ（平成23年度～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもとの関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催している。

### (イ) 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進（平成29年度～）

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。